

第3回社会福祉審議会
地域福祉専門分科会資料1
令和6年2月28日
福祉部福祉総務課

水戸市地域福祉計画（第4次）

～すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸～

素案

水戸市

<目次>

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の位置付け	4
1 法的根拠と計画の役割	4
2 各種計画との位置付け	6
第3節 計画の期間	6
第2章 水戸市の現況と課題	7
第1節 水戸市の現況等	9
1 人口及び世帯に関する現況	9
2 こどもに関する現況	13
3 高齢者に関する現況	14
4 障害者等に関する現況	16
5 生活保護に関する現況	17
6 再犯者に関する現況	18
第2節 アンケート調査の概要	19
1 市民意識調査	19
2 社会福祉事業者アンケート調査	37
第3節 地域福祉計画（第3次）重点施策の評価	42
第4節 地域課題と課題解決に向けた方向性	44
第3章 計画の基本的方向	47
第1節 目指す姿	49
第2節 基本方針	50
第3節 施策の体系	51
第4節 重点施策（案）	52
第4章 施策の展開	55
基本方針1 つながり助けあう地域づくり	57
基本方針2 包括的な支援体制づくり	67
基本方針3 とともに支えあう人づくり	72
第5章 推進体制と進行管理	77
第1節 推進体制	79
第2節 進行管理	80

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、我が国では、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助け合う機能が弱まっています。

これらの変化を踏まえ、国においては、2017（平成29）年6月に地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決し、地域共生社会の実現を目指す方針を示しました。また、2020（令和2）年6月に社会福祉法を改正し、複数の課題を抱えている人や地域から孤立している人などの課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する仕組みとして、重層的支援体制整備事業を創設しました。

本市においては、2020（令和2）年3月に策定した水戸市地域福祉計画（第3次）に基づき、「すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸」の実現を目指し、重点施策として、「地域住民による交流づくりの推進」、「連携体制づくりの推進」及び「福祉のこころを育む人づくりの推進」を位置付け、地域福祉の推進を図ってきたところです。

「水戸市地域福祉計画（第4次）」は、社会福祉法や「水戸市第7次総合計画」、関連計画等との整合を図りながら、SDGs※の理念を踏まえ、地域共生社会の実現を目指し、策定するものです。

あわせて、犯罪をした人等の安定した社会復帰を支援し、再犯防止を推進するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包するものとなります。

※SDGs（Sustainable Development Goals）とは

2015（平成27）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、様々な課題に対して総合的な取組を示したものです。



厚生労働省ホームページより (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

第2節 計画の位置付け

1 法的根拠と計画の役割

(1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定し、以下に掲げる地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めます。

◆地域福祉の推進に関する事項（社会福祉法第107条）◆

- ① 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

◆2017（平成29）年における社会福祉法の改正のポイント◆

- ① 地域共生社会の実現に向けて，支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について，住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）
- ② 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め，その責務を具体化し，公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項，法第106条の3）
- ③ 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として，自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に，必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）

◆2020（令和2）年における社会福祉法の改正のポイント◆

- ① 市町村において，既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ，地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため，相談支援，参加支援，地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。（法第106条の4）
- ② 地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため，社会福祉法人等が社員となり，福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取り組みを行う新たな法人制度として「社会福祉連携推進法人制度」が創設されました。（法第11章）

(2) 地方再犯防止推進計画

本計画は、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包し策定するものとし、再犯防止の推進に関する取組を定めます。

◆2016（平成28）年における再犯の防止等の推進に関する法律の施行のポイント

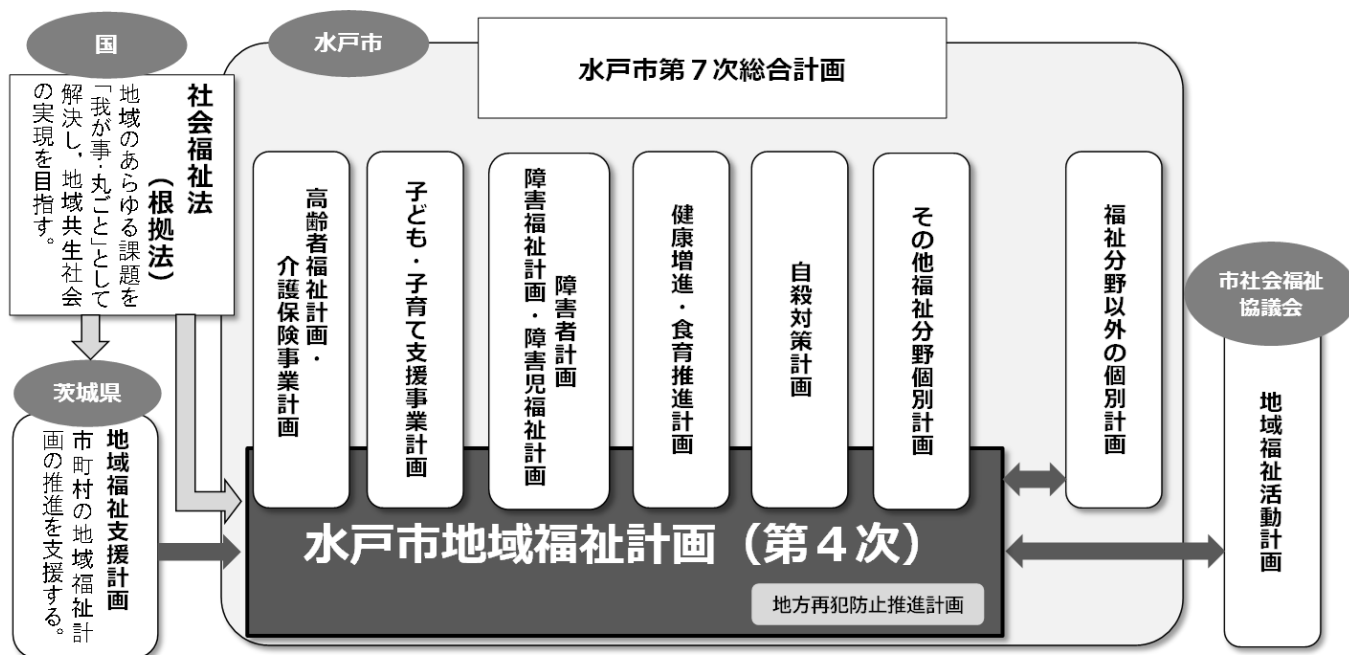
- ① 国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。（法第1条）
- ② 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないことが規定されました。（法第5条）
- ③ 都道府県及び市町村は、国の「再犯防止推進計画」を勘案して、「地方再犯防止推進計画」を定めることが努力義務とされました。（法第8条第1項）

2 各種計画との位置付け

本市の上位計画である「水戸市第7次総合計画」や関連する「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進・食育推進計画」、「自殺対策計画」、「その他福祉分野個別計画」等の本市が策定した各種個別計画との整合を図りながら、福祉分野個別計画の横断的な地域福祉計画として策定するものです。

その他、茨城県の「地域福祉支援計画」や水戸市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

◇ 計画の位置付け



第3節 計画の期間

本計画の期間は、「水戸市第7次総合計画」と整合を図り、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 水戸市の現況と課題

第1節 水戸市の現況等

1 人口及び世帯に関する現況

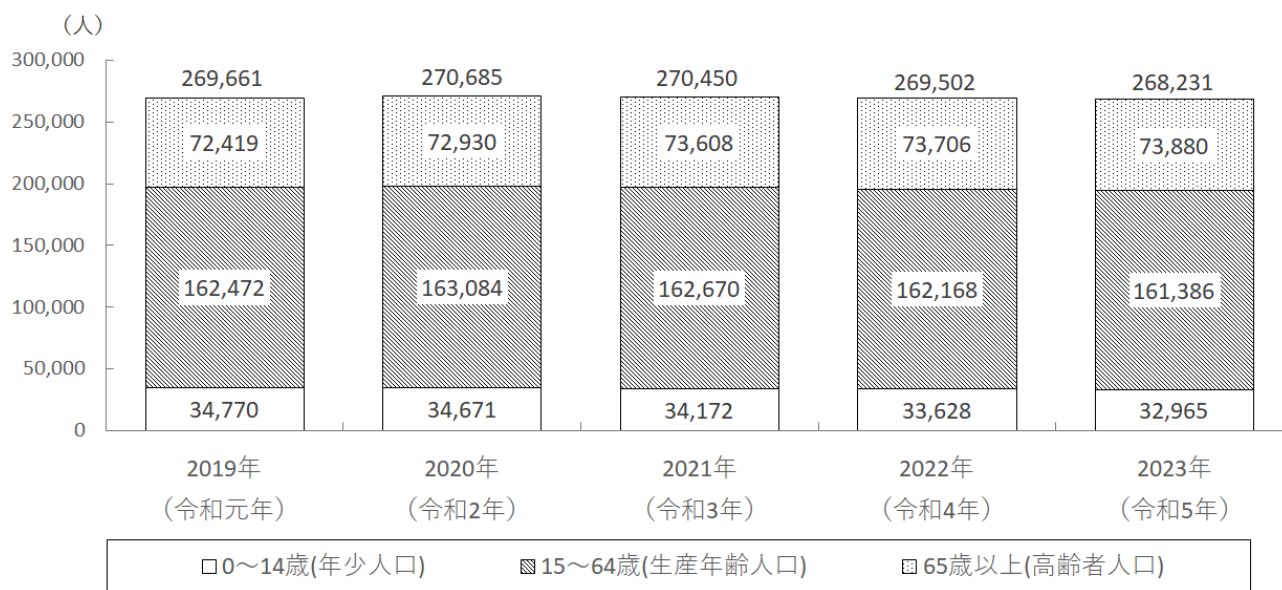
(1) 人口

① 人口の現状

本市の総人口（年齢不詳者含む）は、2019（令和元）年に269,661人、2020（令和2）年に270,685人となりましたが、2021（令和3）年以降は年々減少となり2023（令和5）年には268,231人となりました。

また、年齢3区分別人口をみると、65歳以上の高齢者人口は増加する一方で、生産年齢人口と年少人口は減少しており、少子高齢化がより一層進行していることが分かります。

図1 総人口と年齢3区分別人口の推移



※年齢不詳人口を按分して含む。

各年10月1日現在（資料 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」）

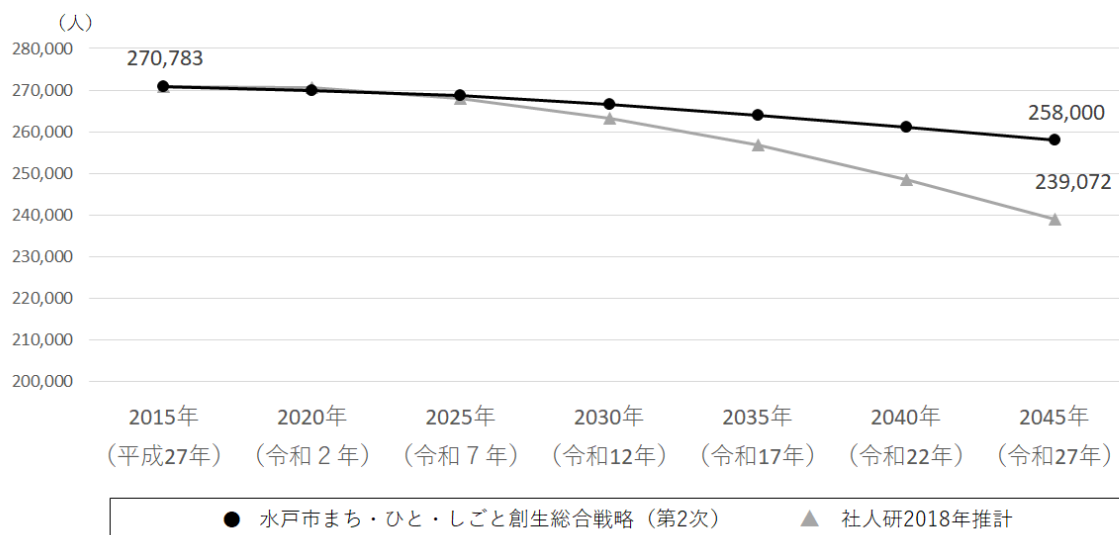
第2章 水戸市の現況と課題

② 人口の将来推計及び目標人口

国立社会保障・人口問題研究所の人口の将来推計をみると、総人口は2015（平成27）年の270,783人から2045（令和27）年には239,072人となり、30年で3万人以上減少するとされています。

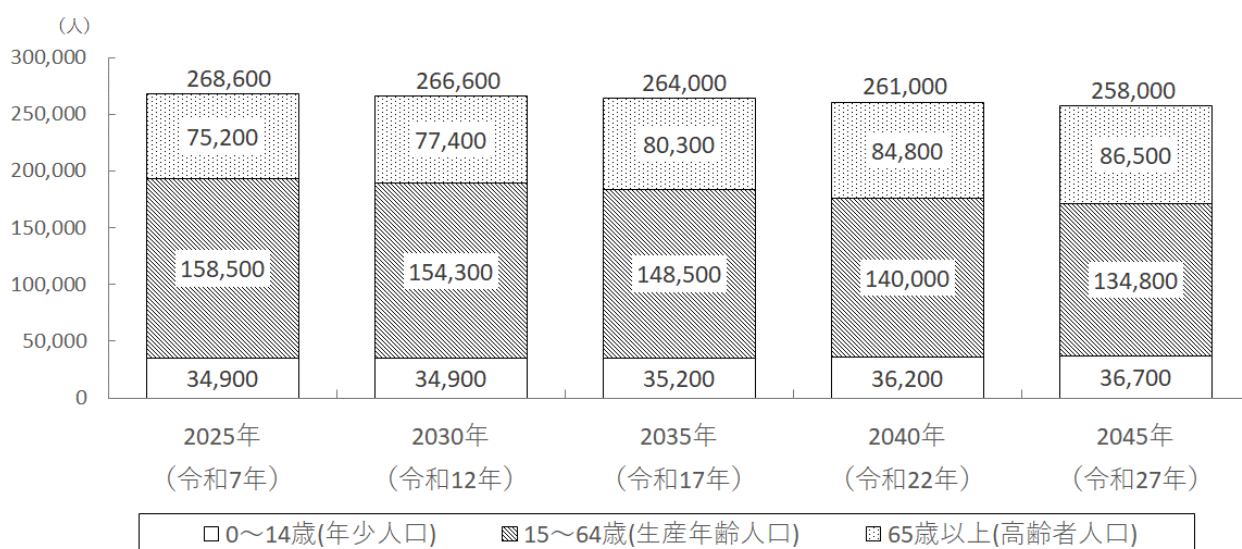
これに対して、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）においては、2045（令和27）年の目標人口を258,000人としています。

図2 人口の将来推計及び目標人口



（資料 水戸市政策企画課「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」）

図3 目標人口における年齢3区分別人口の将来推計



（資料 水戸市政策企画課「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次）」）

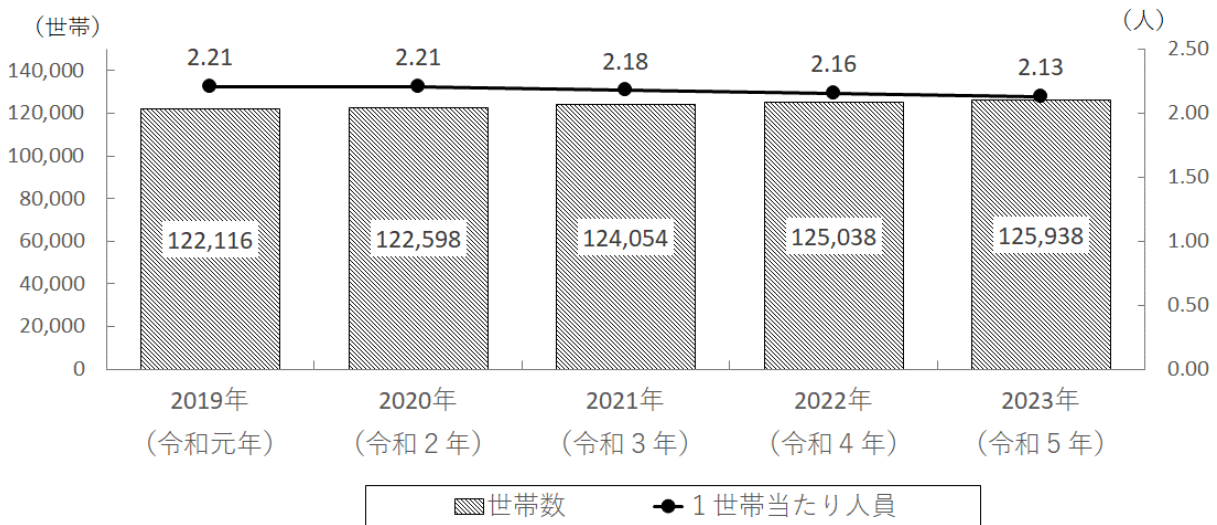
(2) 世帯

本市の総世帯数は年々増加しており、2023（令和5）年は125,938世帯となっています。一方で1世帯あたりの人員は2019（令和元）年に2.21人であり、2023（令和5）年には2.13人に減少しています。

また、単身世帯については、2010（平成22）年には総世帯に占める割合が34.0%でしたが、2020（令和2）年には5.3ポイント増の39.3%となっています。

国や県との比較をみると、本市では茨城県や全国の値より単身世帯の割合が高い傾向にあります。

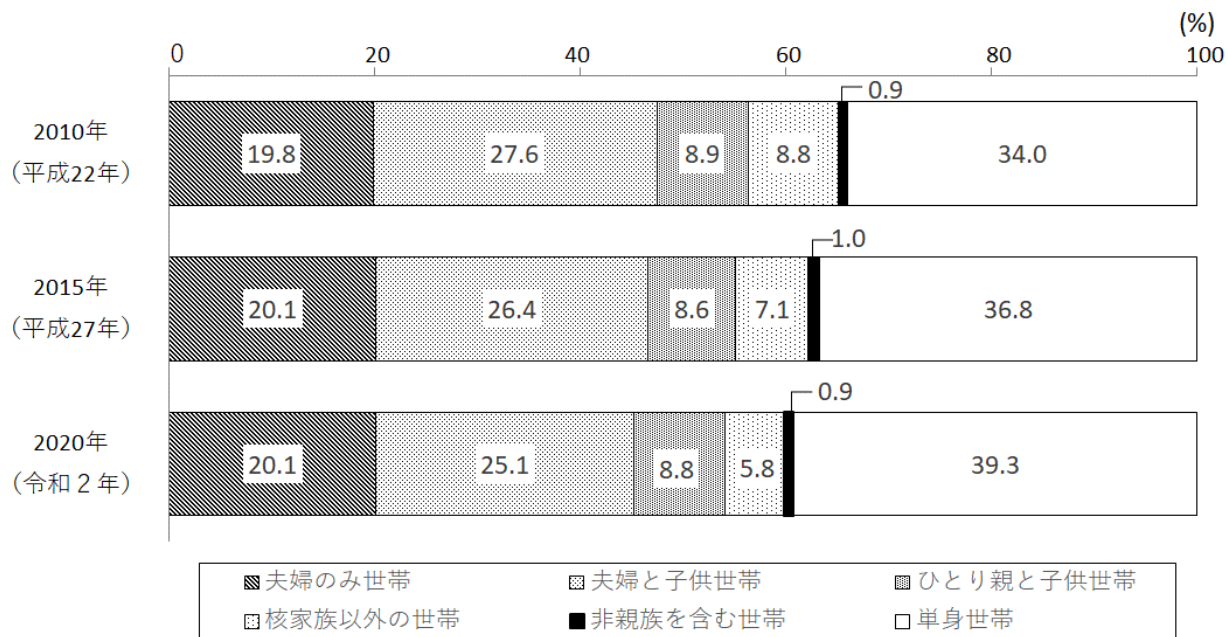
図4 世帯数と1世帯当たり人員の推移



各年10月1日現在 (資料 水戸市デジタルイノベーション課)

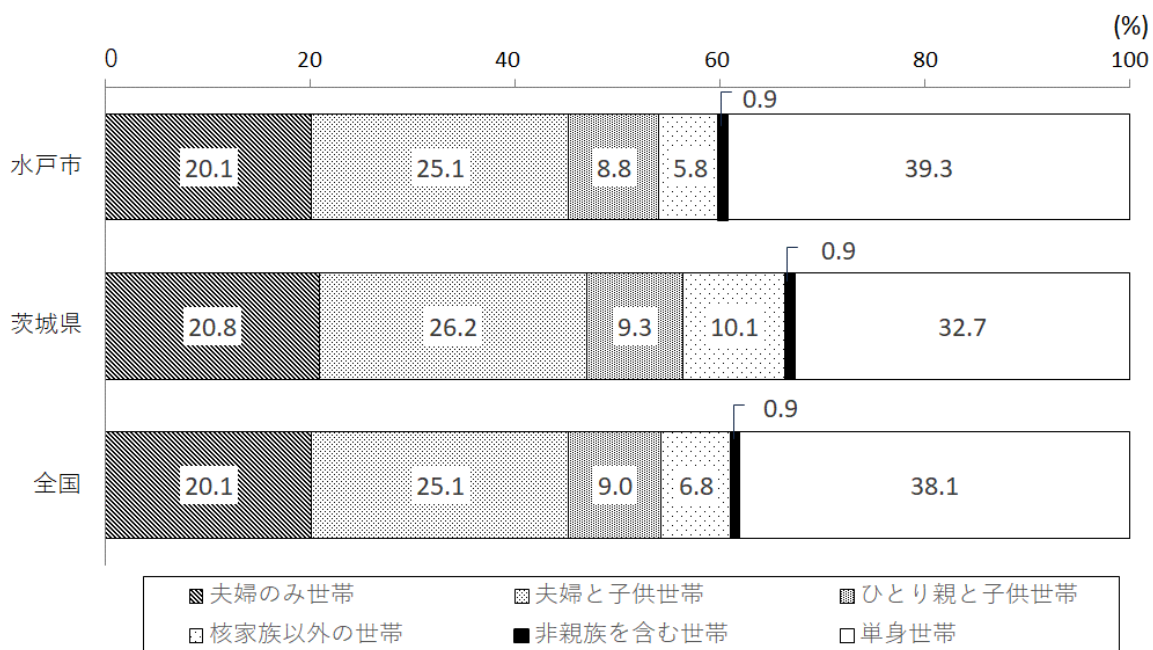
第2章 水戸市の現況と課題

図5 総世帯に占める世帯構成の推移



各年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

図6 総世帯に占める世帯構成に係る国や県との比較



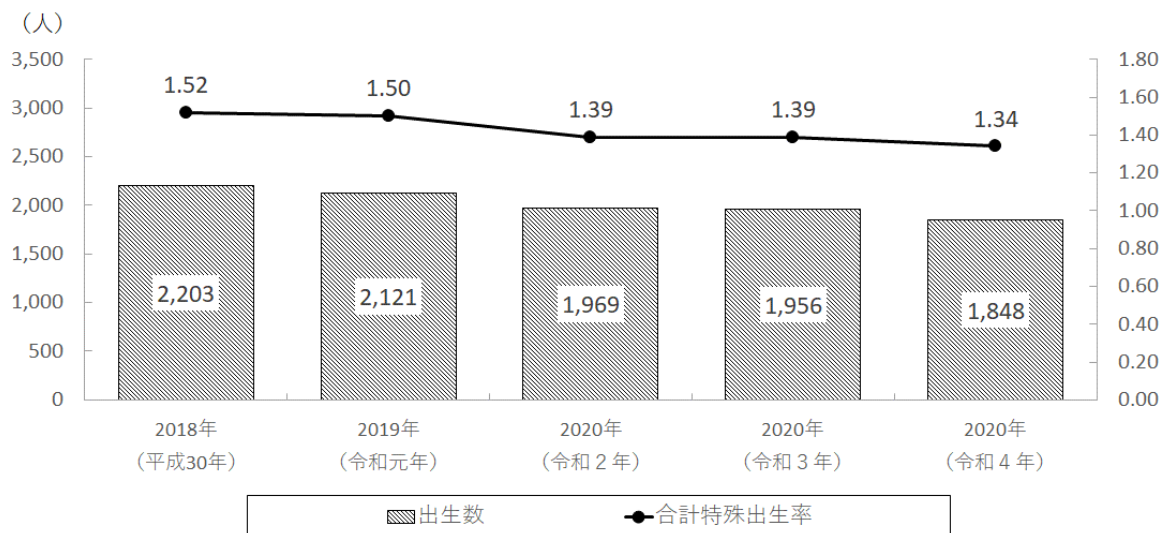
2020 (令和2) 年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

2 こどもに関する現況

本市の出生数は年々減少傾向にあり、2020（令和2）年には2,000人を下回り、2022（令和4）年には1,848人となりました。合計特殊出生率も1.34に減少しています。

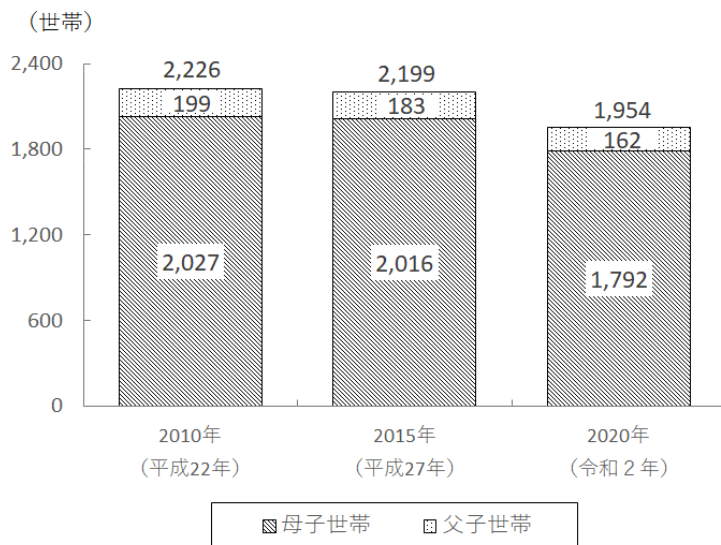
ひとり親世帯は2020（令和2）年に1,954世帯と減少しています。内訳としては、母子世帯が1,792世帯と9割以上を占めています。

図7 出生状況の推移



各年12月末現在 (資料 水戸市デジタルイノベーション課)

図8 ひとり親世帯数の推移



各年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

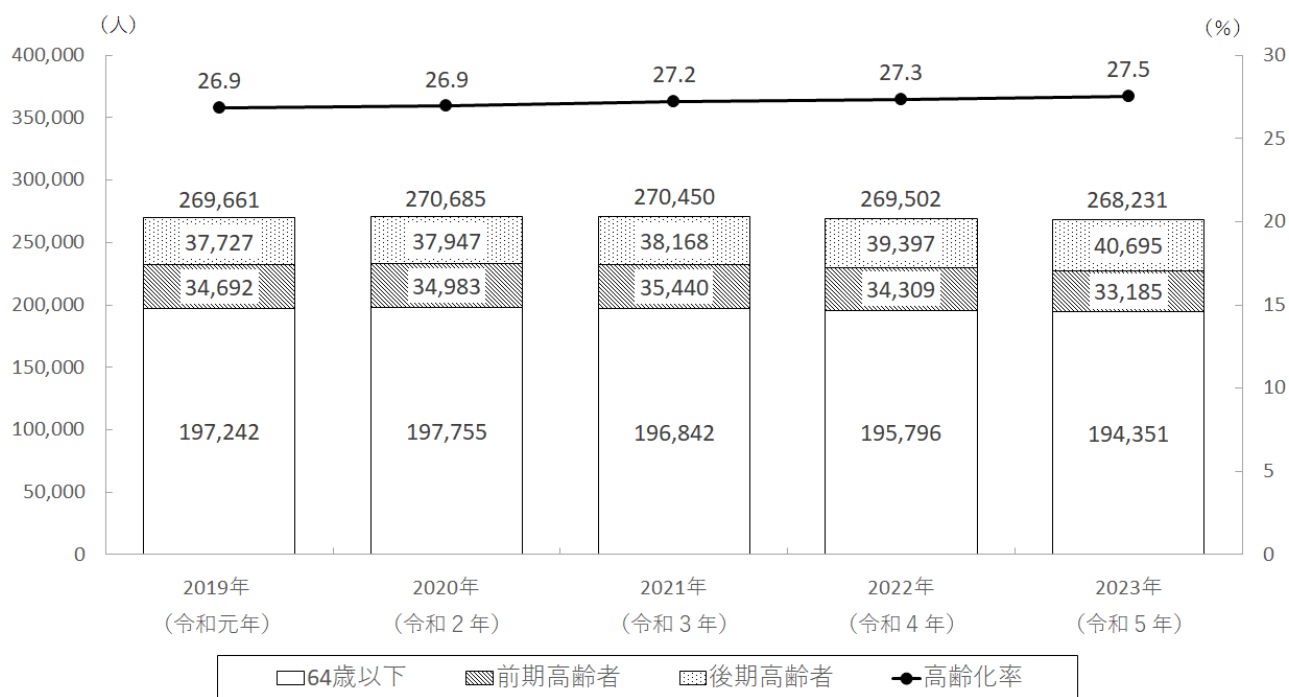
3 高齢者に関する現況

本市では64歳以下の人口が減少している一方で、高齢者人口は増加しており、2023（令和5）年は高齢化率が27.5%となっています。

高齢者のいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は増加が続いており、特に高齢者単身世帯の増加率が高くなっています。

また、65歳以上の第1号被保険者に占める要支援・要介護認定率は19%台で推移していますが、要介護認定者は微増しています。

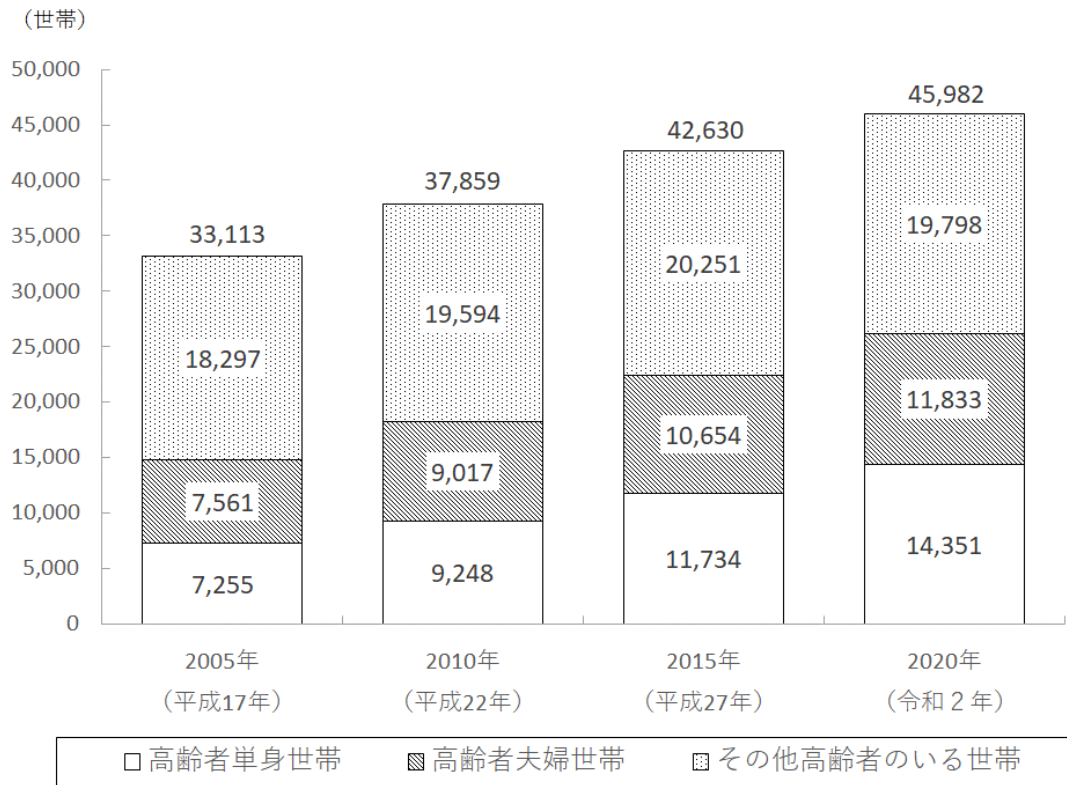
図9 総人口に占める高齢者人口の推移



※年齢不詳人口を按分して含む。

各年10月1日現在 (資料 茨城県統計課「茨城県常住人口調査」)

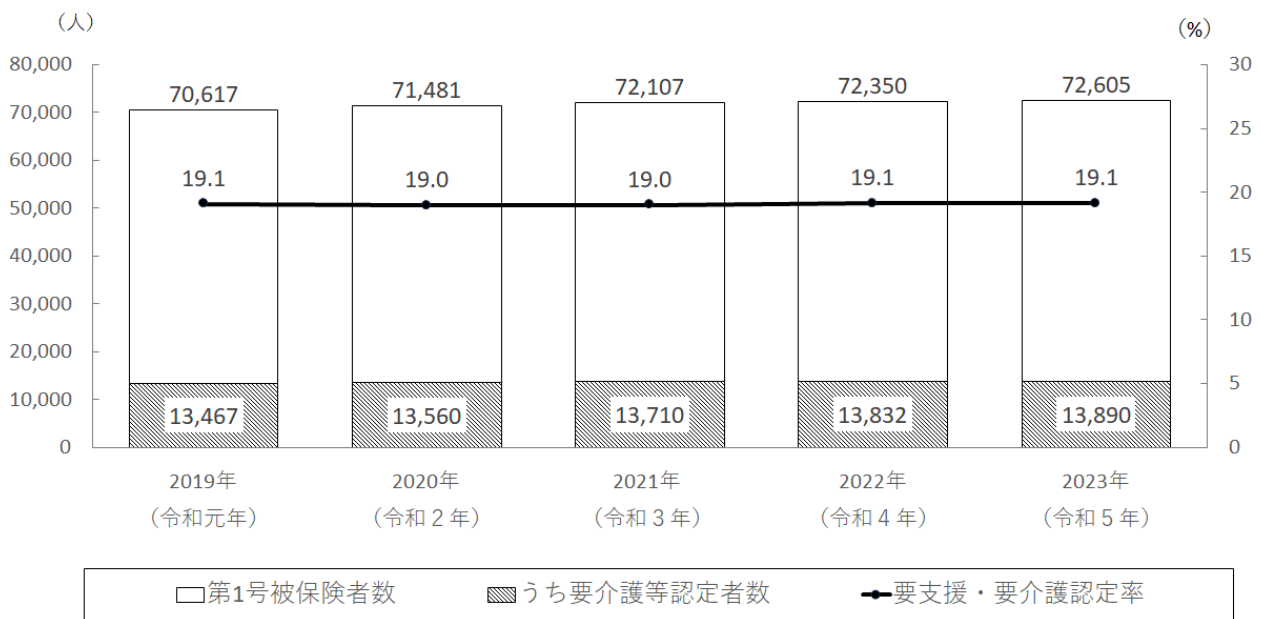
図10 高齢者のいる世帯の推移



※「高齢者夫婦世帯」は「夫婦ともに65歳以上の世帯」を抽出。

各年10月1日現在 (資料 総務省統計局「国勢調査」)

図11 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の推移



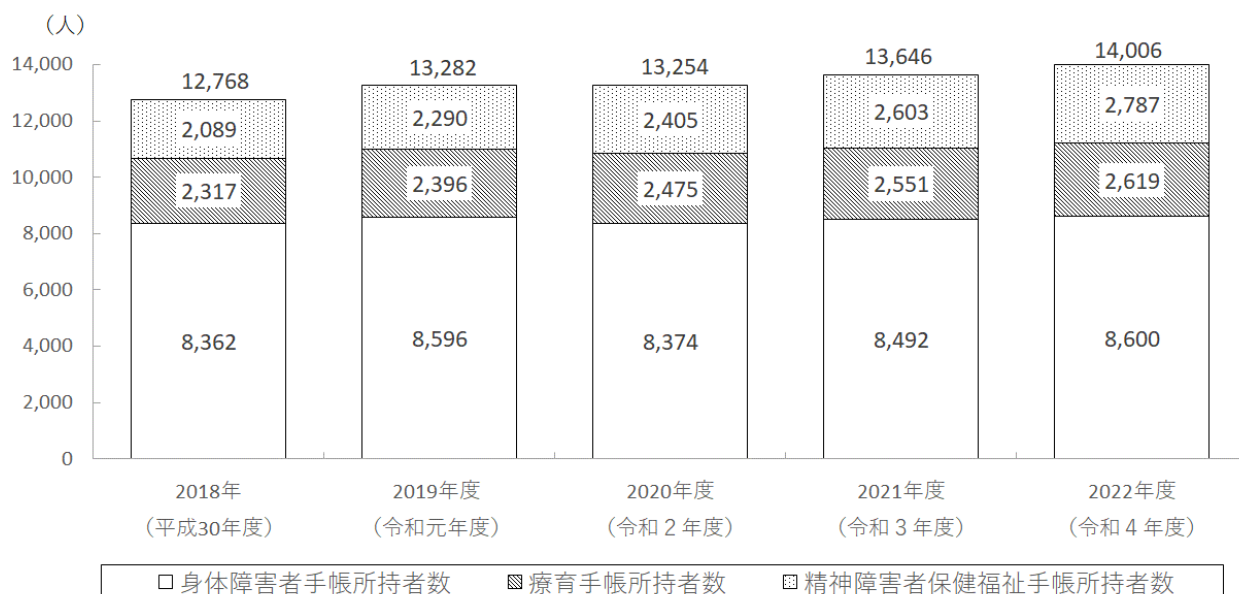
各年9月末日現在 (資料 水戸市介護保険課)

4 障害者等に関する現況

本市の障害者数の推移を障害者手帳所持者数からみると、2018（平成30）年度の12,768人から2022（令和4）年度には14,006人に増加しました。

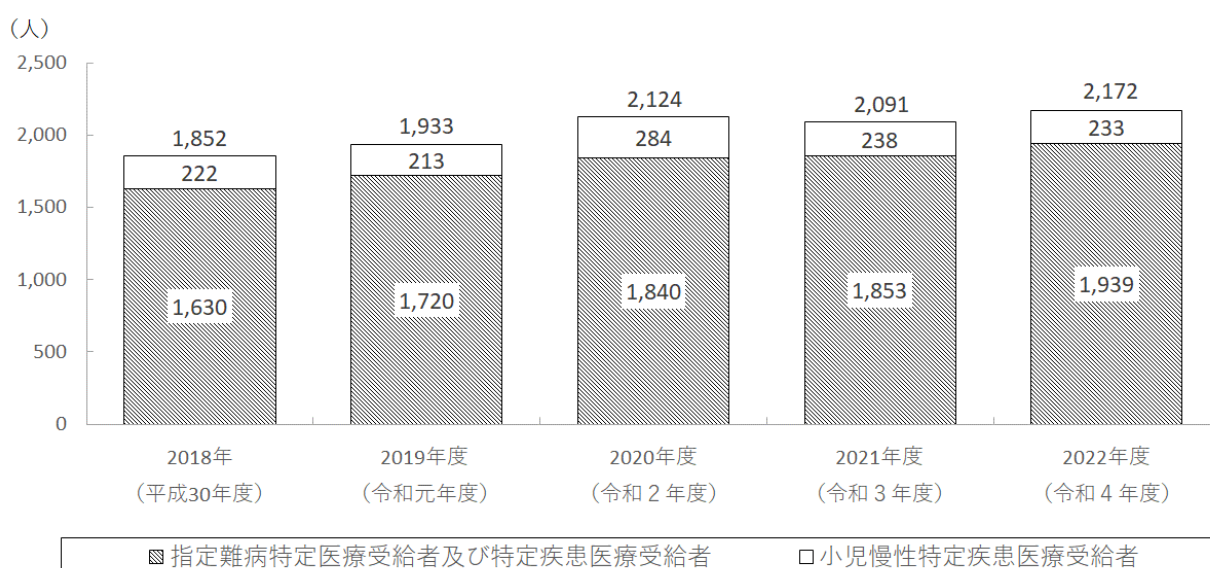
また、難病患者数は、2020（令和2）年度から2,000人を超え、2022（令和4）年度には2,172人となっているとともに、指定難病特定医療受給者及び特定疾患医療受給者が年々増加しています。

図12 障害者手帳所持者数の推移



各年度末現在（資料 水戸市障害福祉課）

図13 難病患者の推移

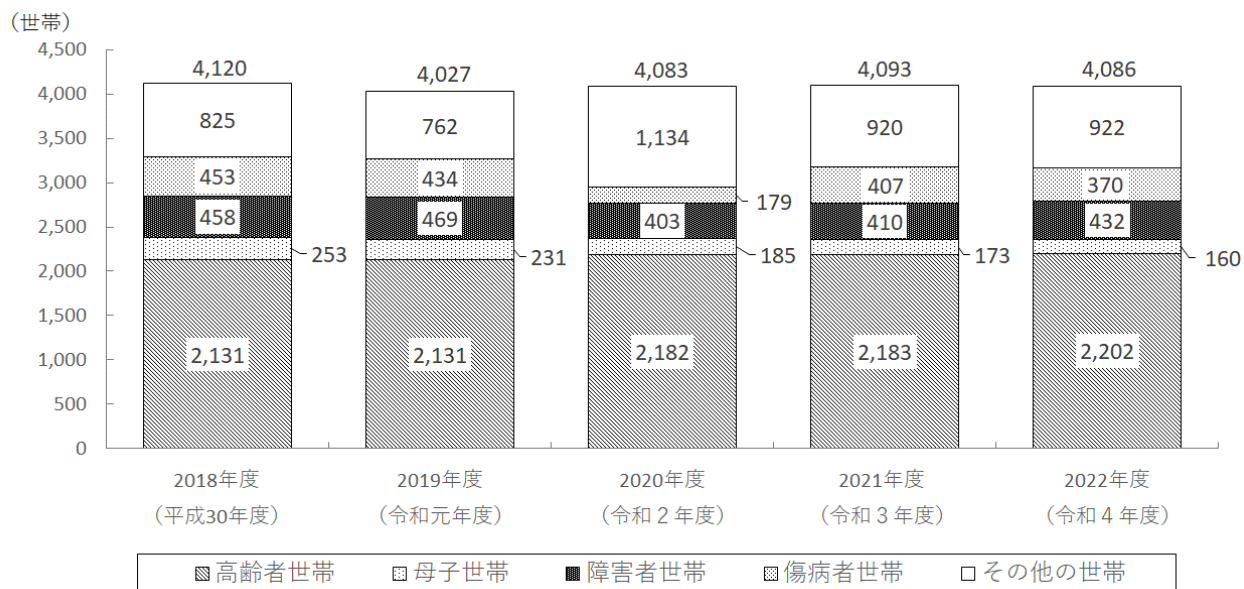


各年度末現在（資料 茨城県中央保健所「業務概要」
水戸市子育て支援課，水戸市地域保健課）

5 生活保護に関する現況

本市の生活保護受給世帯数をみると、2022（令和4）年度は4,086世帯となっており、2018（平成30）年度以降は横ばいが続いています。世帯類型別でみると、高齢者世帯の割合が高くなっています。

図14 生活保護受給世帯数と世帯類型別の推移

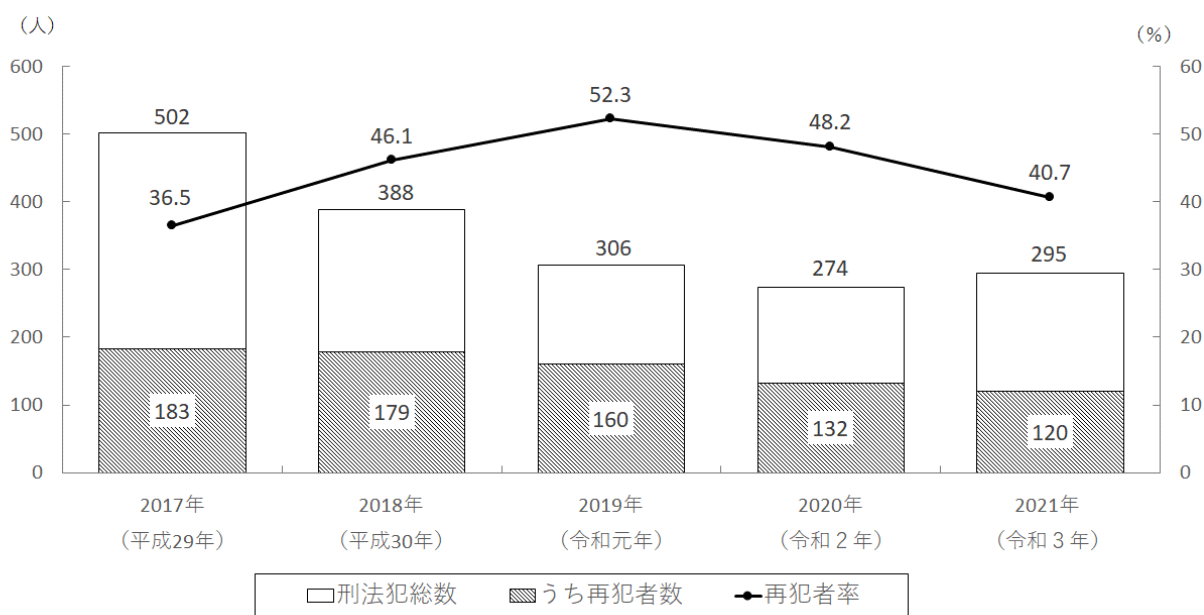


各年度末現在 （資料 水戸市生活福祉課）

6 再犯者に関する現況

水戸警察署（管轄区域：水戸市・大洗町・茨城町）で検挙された再犯者数は、2017（平成29）年は183人でしたが、2021（令和3）年には120人となり、減少を続けています。再犯者率（刑法犯検挙者に占める再犯者の割合）は2021（令和3）年は40.7%となっています。

図15 刑法犯数・再犯者数の推移



各年12月末現在 （資料 法務省矯正局）

第2節 アンケート調査の概要

1 市民意識調査

(1) 調査目的

地域における福祉課題や多様化するニーズを把握し、水戸市地域福祉計画（第4次）の基礎資料にするとともに、今後の福祉政策に反映していくため、「水戸市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 調査方法及び回収結果等

調査対象	18歳以上の市民のうち4,000名を住民基本台帳から無作為抽出
実施時期	2022（令和4）年12月20日（火）～2023（令和5）年1月13日（金）
配布・回収方法	郵送による配布・回収
回収結果	1,465件（回収率36.6%）
調査項目	①「地域」との関わりについて ②隣近所の人との付き合いや今後のことについて ③日々の生活における悩みや不安について ④災害時の対応について ⑤地域活動やボランティア活動について ⑥福祉サービスについて ⑦地域共生社会の実現について ⑧自身の取り組みについて

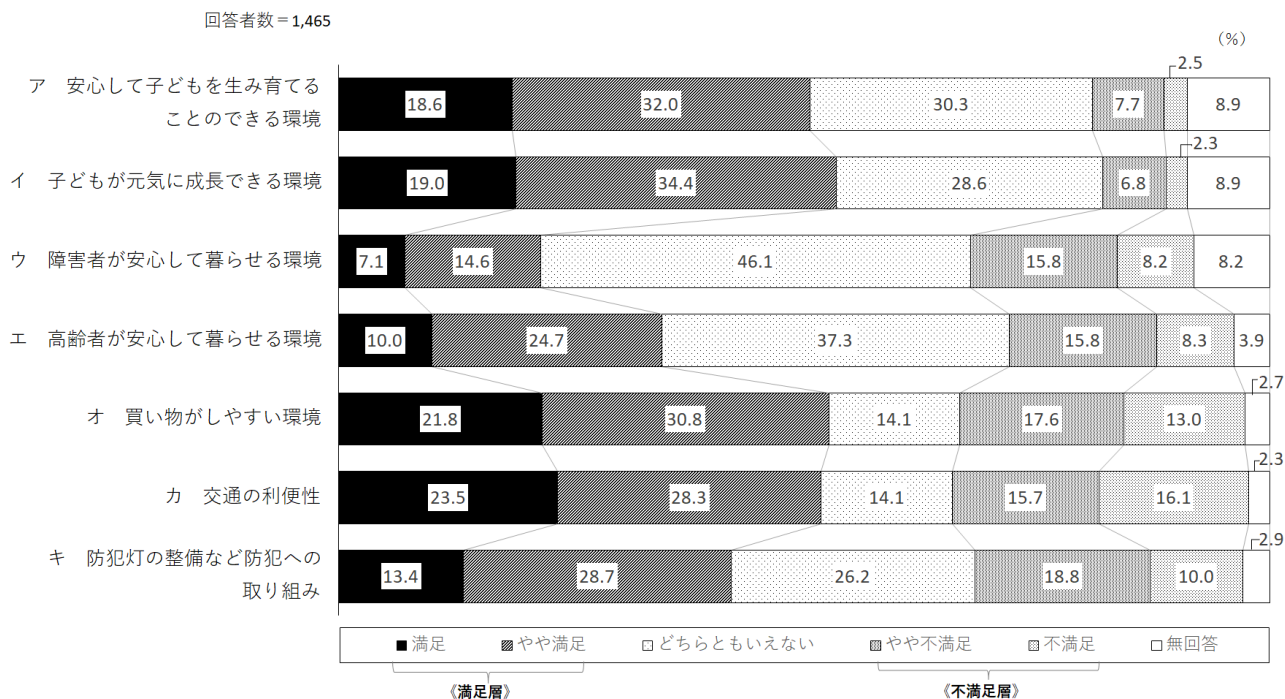
(3) 調査の主な結果

調査項目① 「地域」との関わりについて

ア 地域の住みやすさについて

生活環境の満足度は、「障害者が安心して暮らせる環境」「高齢者が安心して暮らせる環境」では「どちらともいえない」が最も高く、それ以外の環境では「やや満足」が最も高くなっています。「満足」「やや満足」をあわせた《満足層》の割合は、「障害者が安心して暮らせる環境」「高齢者が安心して暮らせる環境」「防犯灯の整備など防犯の取り組み」においては5割を下回っています。

図16 生活環境満足度



イ 町内会・自治会等の加入状況について

町内会・自治会等の加入状況は、2018（平成30）年度調査（以下、前回調査とする。）と比較して減少となっています。年齢別では70歳から74歳までの加入割合が最も高く82.4%となっていますが、年齢が低くなるほど加入割合は低下しており、20代から30代までの加入割合は4割を下回っています。

また、町内会・自治会等への未加入の理由としては「誘われたことがないから」が46.2%、「加入しなくても特に困ることがないから」が45.0%と高く、次いで「人間関係のしがらみや付き合いが面倒だから」といった理由が続いています。

前回と比べると、「加入しなくても特に困ることがないから」が15.6ポイント増と大きく増加しています。

図17 町内会・自治会等の加入状況：経年比較

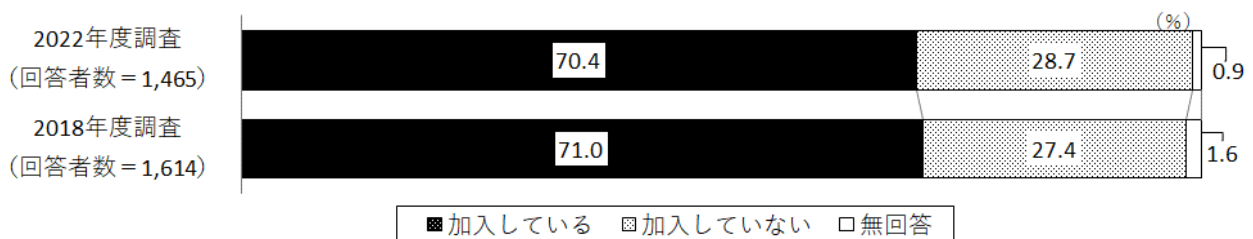


図18 町内会・自治会等の加入状況：年齢別

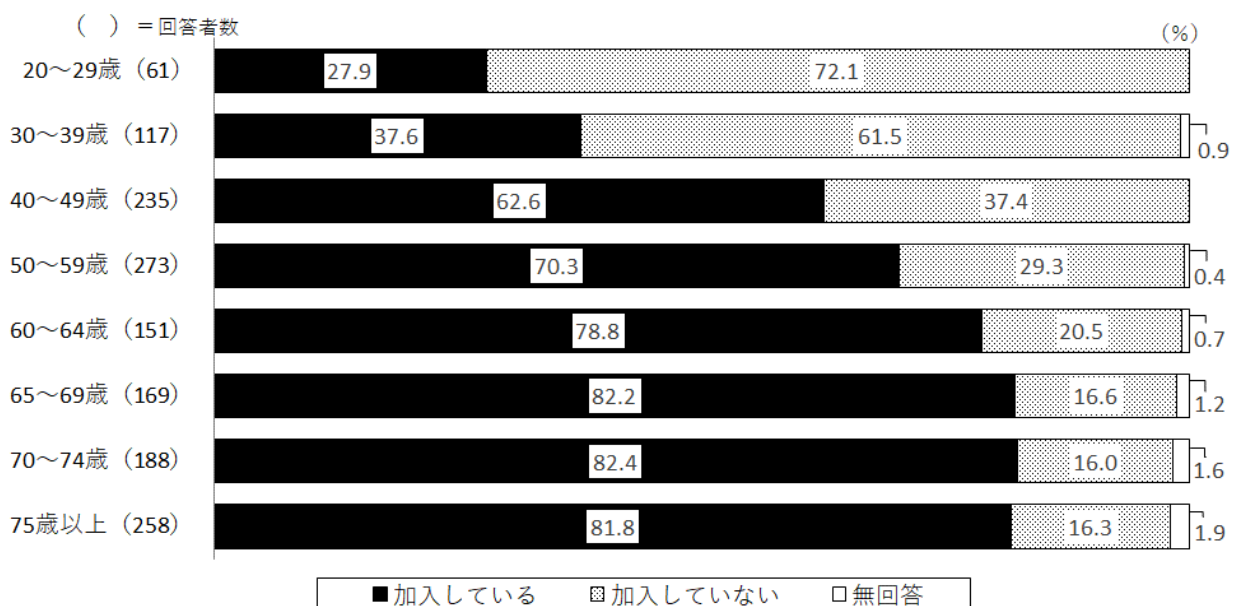
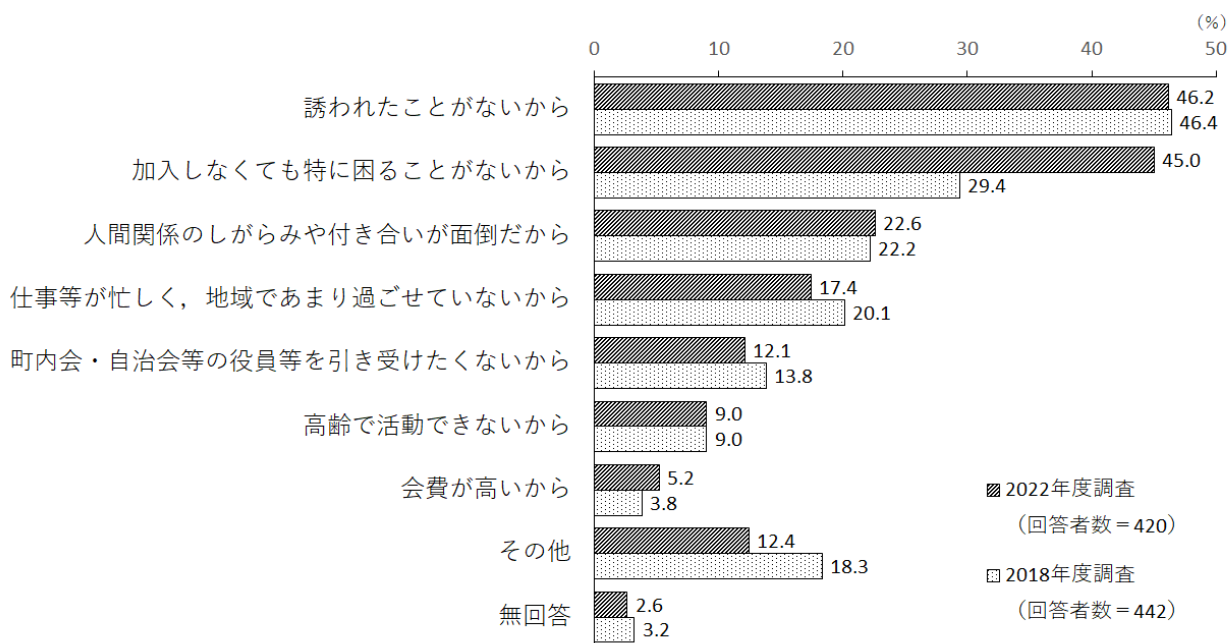


図19 町内会・自治会等加入していない理由（複数回答）：経年比較



調査項目② 隣近所の人との付き合いや今後のことについて

隣近所との付き合いは、「あいさつ程度の付き合い」が36.7%と最も高く、次いで「会ったときに立ち話をする程度の付き合い」(29.1%)と続いています。

前回調査と比べると、「あいさつ程度の付き合い」が1.9ポイント増、「近所付き合いはしていない」が2.0ポイント増となっている一方で、「日常生活で困ったときに相談したり、助け合っている」が3.1ポイント減、「困ったときに相談し合えるほどでなくても、親しく付き合っている」が1.9ポイント減となっています。

年齢別で見ると、20代から60代前半では「あいさつ程度の付き合い」が最も高く、65歳以上になると「会ったときに立ち話をする程度の付き合い」が最も高くなっています。《あいさつを交わすより深い関係》の割合は、若年層ほど低くなる傾向にあり、20～30代で顕著に低くなっています。

図20 近所付き合いの程度：経年比較

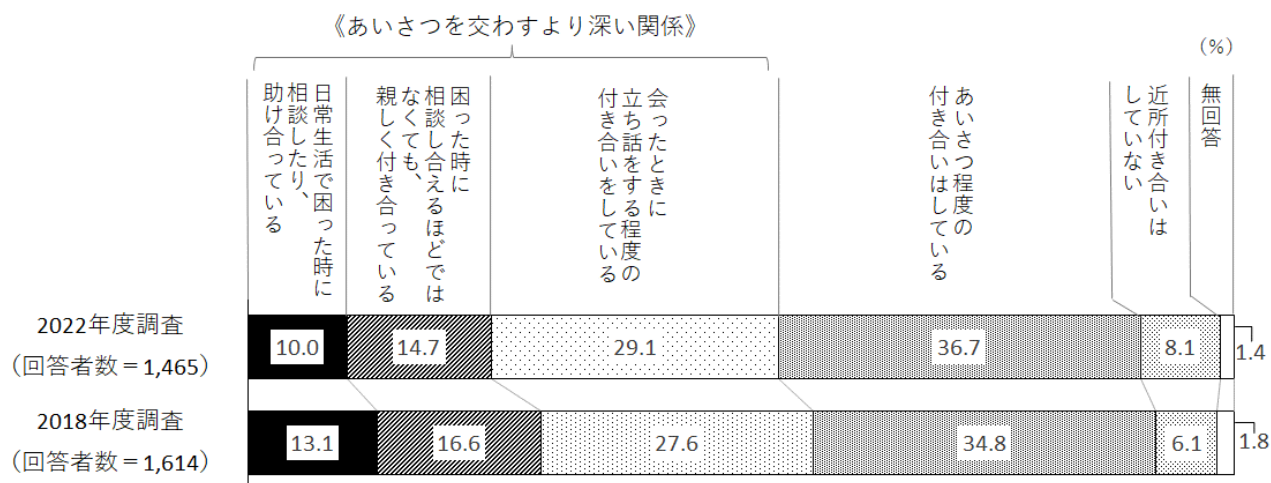
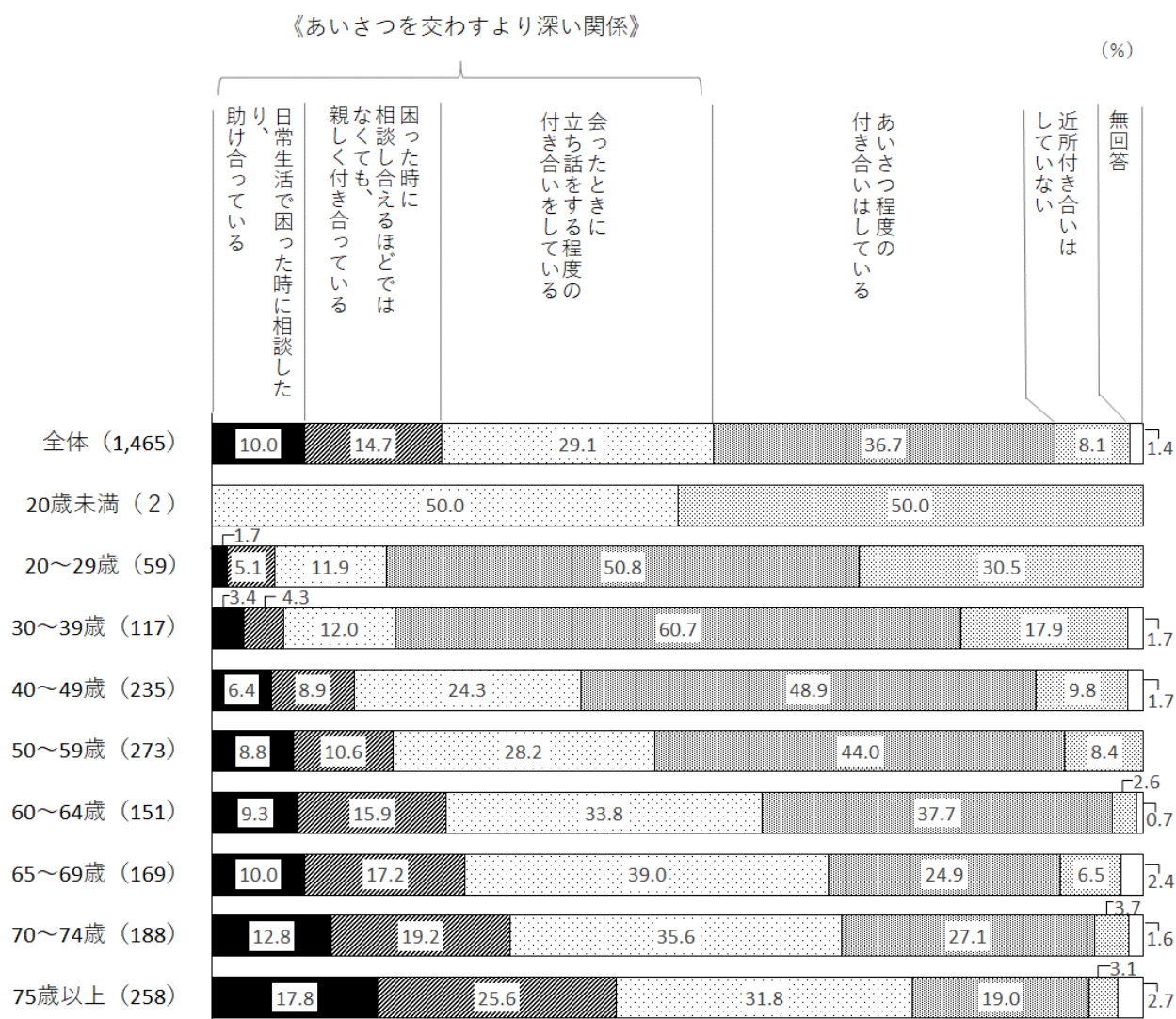


図21 近所付き合いの程度：年齢別



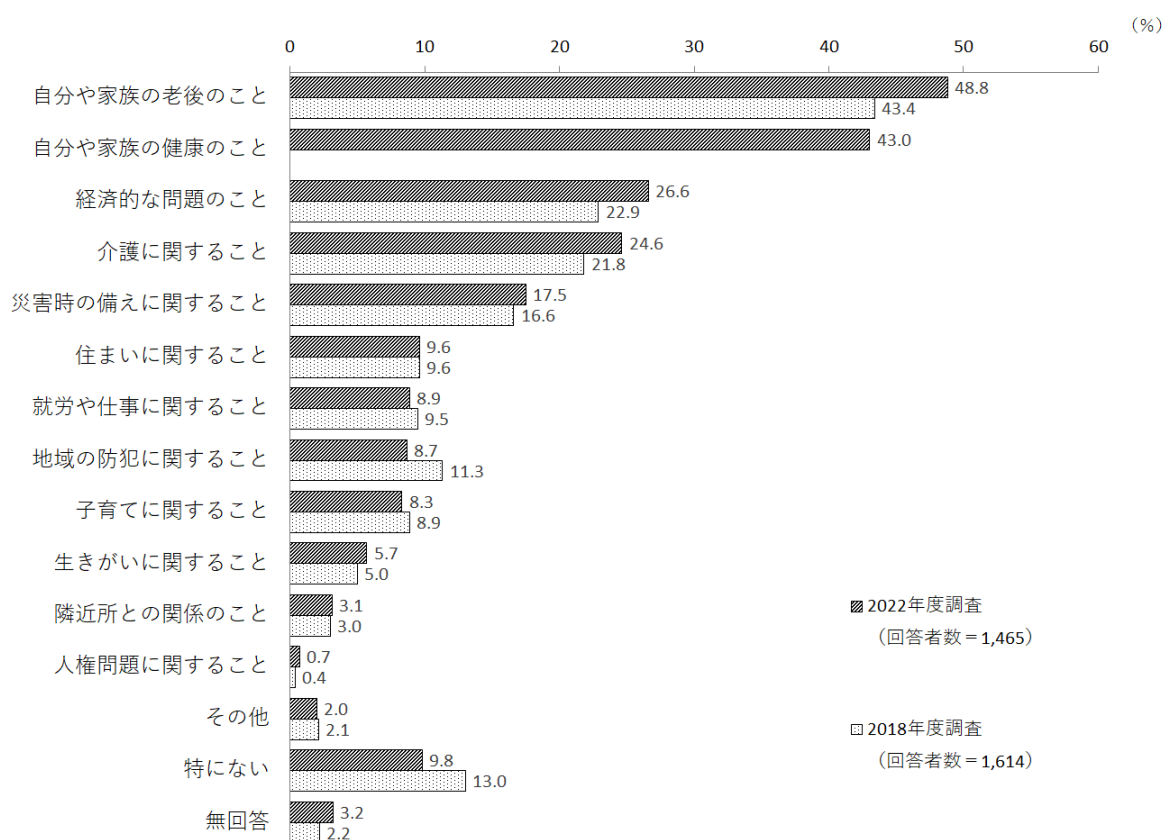
第2章 水戸市の現況と課題

調査項目③ 日々の生活における悩みや不安について

日々の生活で悩みや不安を感じていることは、「自分や家族の老後のこと」が48.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(43.0%)、「経済的な問題のこと」(26.6%)、「介護に関すること」(24.6%)となっています。前回調査と比べて「自分や家族の老後のこと」が5.4ポイント増、「経済的な問題のこと」が3.7ポイント増、「介護に関すること」が2.8ポイント増となっています。

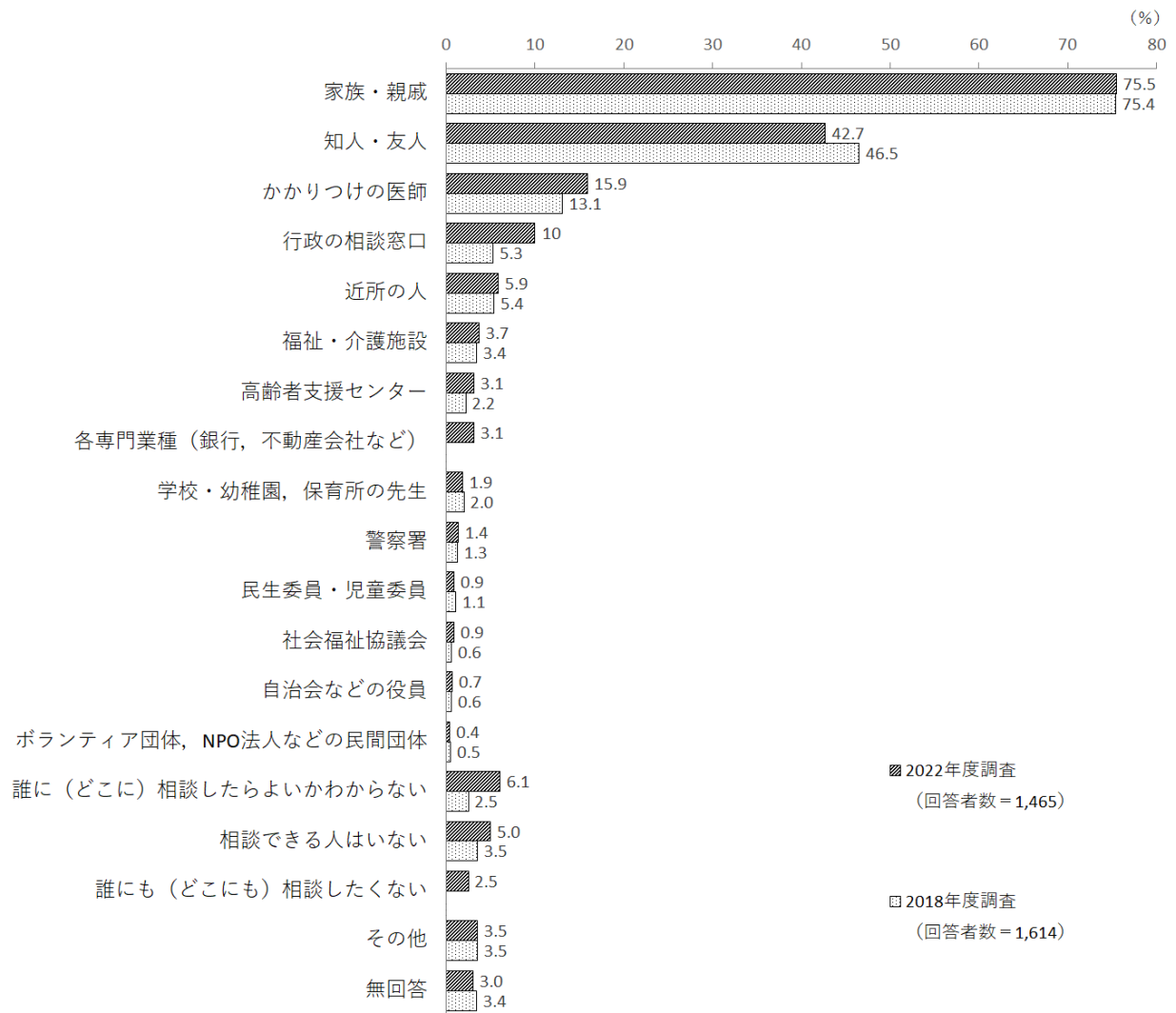
悩みごとの相談先は、「家族・親戚」が75.5%と最も高く、次いで「知人・友人」(42.7%)と続いています。一方で、「誰に(どこに)相談したらよいかわからない」(6.1%)、「相談できる人はいない」(5.0%)という回答もあります。

図22 悩みや不安を感じていること(複数回答)：経年比較



※「自分や家族の健康のこと」は、前回では「自分や家族の身体的な健康のこと(35.3%)」と「自分や家族の精神的な健康のこと(9.6%)」でした。

図23 悩みごとの相談先：経年比較

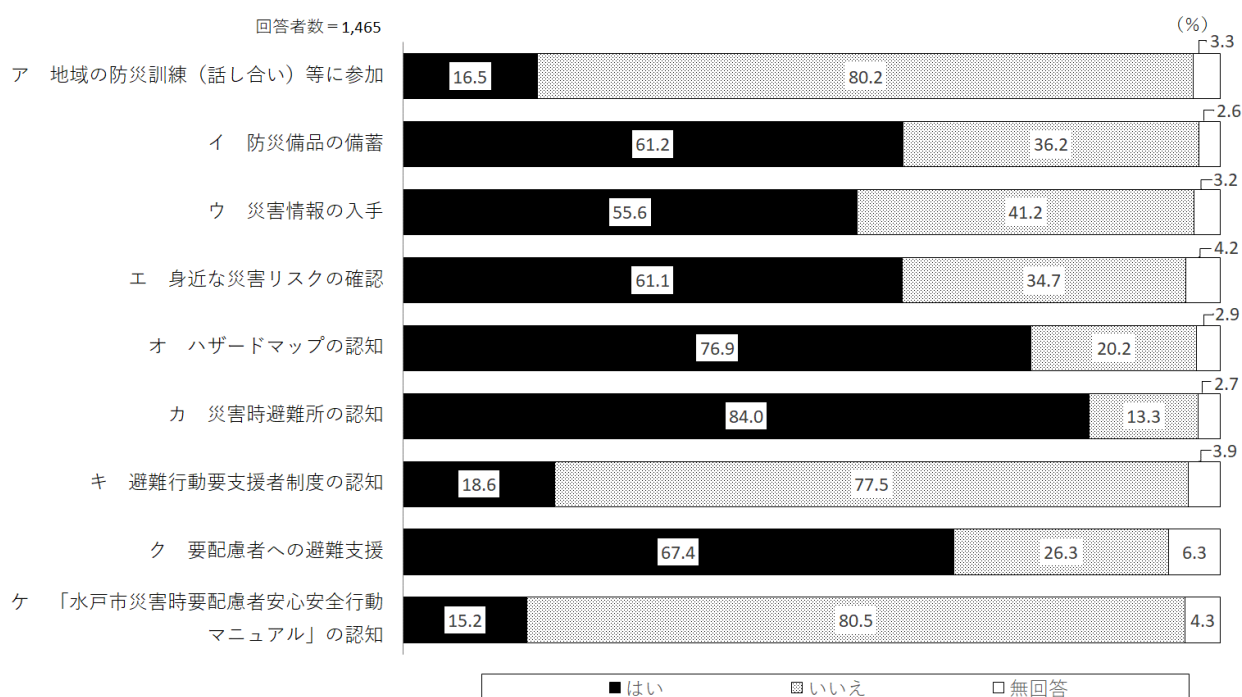


第2章 水戸市の現況と課題

調査項目④ 災害時の対応について

災害や緊急時の対応については、「災害時避難所の認知」が84.0%と最も高く、次いで「ハザードマップの認知」(76.9%)、「要配慮者への避難支援」(67.4%)と続いています。一方、「水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルの認知」(15.2%)、「地域の防災訓練(話し合い)等に参加」(16.5%)、「避難行動要支援者制度の認知」(18.6%)は2割未満となっています。

図24 防災や緊急時の対応について



調査項目⑤ 地域活動やボランティア活動について

ア 参加状況について

地域活動やボランティア活動等の支援活動への参加状況として、「現在参加しており、今後も参加したい」が15.3%となっており、「現在参加しているが、今後は参加したいと思わない」(1.8%)を合わせると、《参加層》は17.1%となっています。また、「以前は参加しており、今後はまた参加したい」(6.8%)、「参加したことがないが、今後は参加したい」(27.6%)を合わせると、潜在的な参加意向層は34.4%となっています。

前回と比較すると、《参加層》が1.1ポイント増、潜在的な参加意向層は2.0ポイント減となっています。年齢別にみると、《参加層》、潜在的な参加意向層は60代前半でそれぞれ23.2%、43.7%と最も高くなっています。20歳代、30歳代は《参加層》が1割未満と低いですが、潜在的な参加意向層は約4割となっています。一方で、「参加したことがなく、今後も参加したいと思わない」の割合も高く、4割を超えています。

図25 地域活動やボランティア活動などの支援活動：経年比較

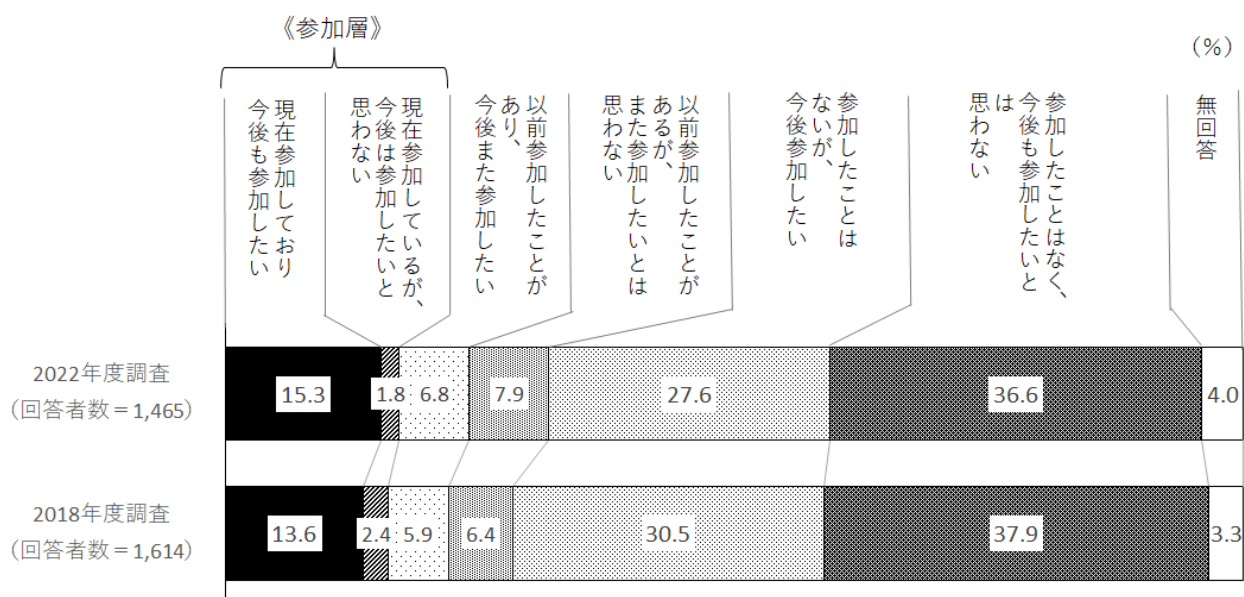
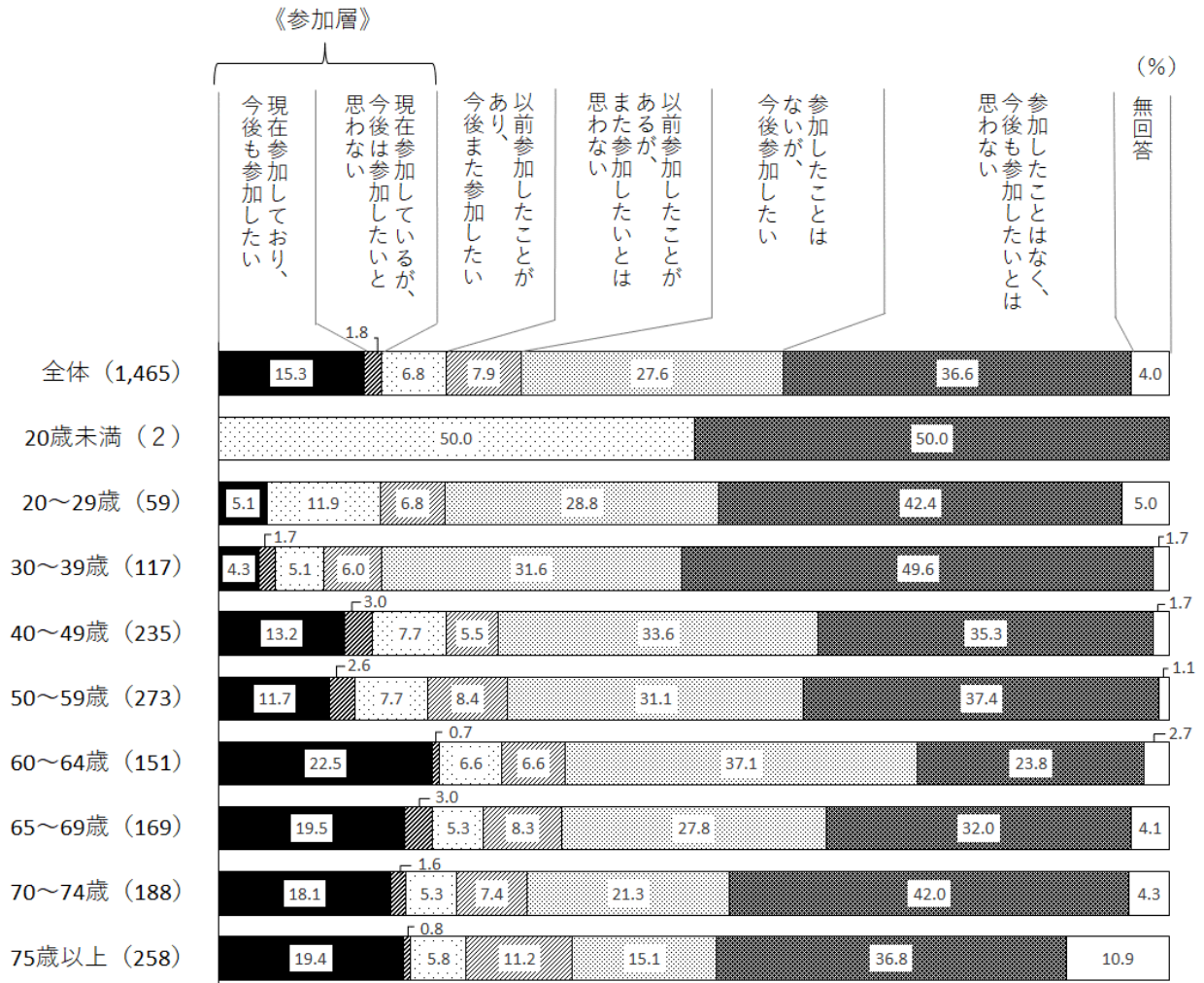


図26 地域活動やボランティア活動などの支援活動：年齢別



イ 活動継続のための懸案事項について

活動参加経験のない方の活動していない理由は、「学業、仕事、家事などに忙しく、時間が取れない」が39.4%と最も高く、次いで「活動に関する情報が少ないから」(19.6%)、「きっかけがつかめないから」(18.3%)と続いています。

地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととしては、「活動に関する情報を積極的に発信する」が39.7%と最も高く、次いで「気軽に相談できる窓口を設置する」(33.9%)、「活動できる拠点や場所を増やす」(30.9%)と続いています。

図27 活動していない理由 (複数回答)

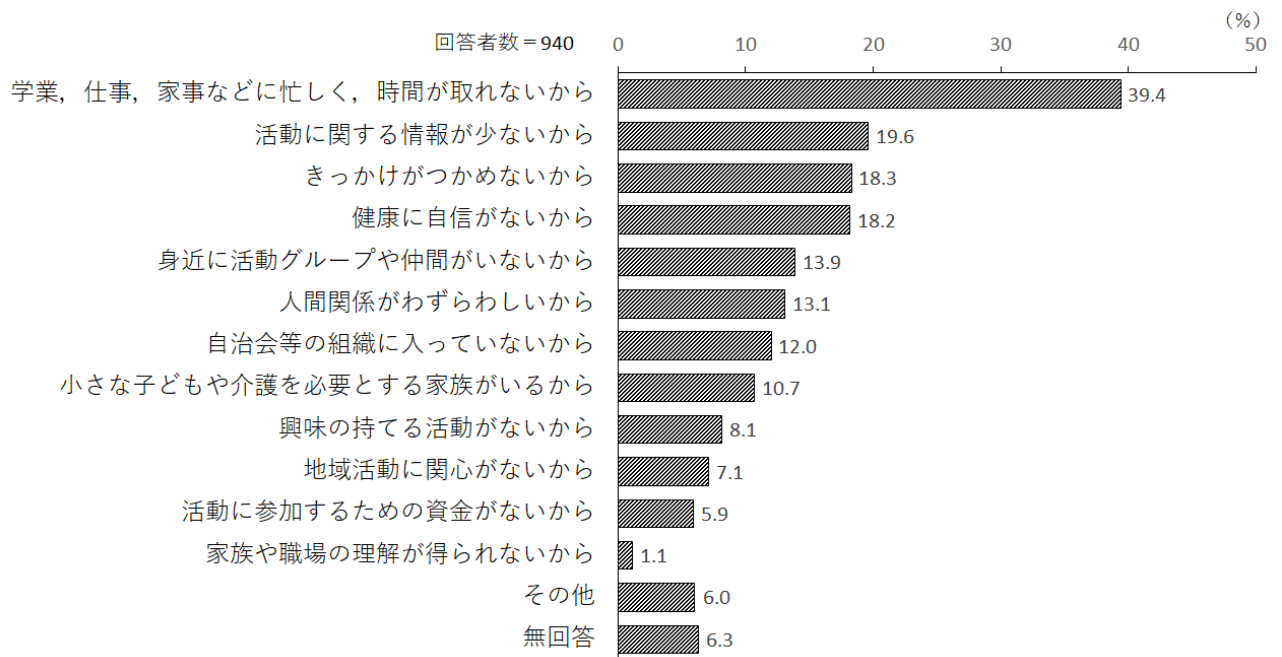
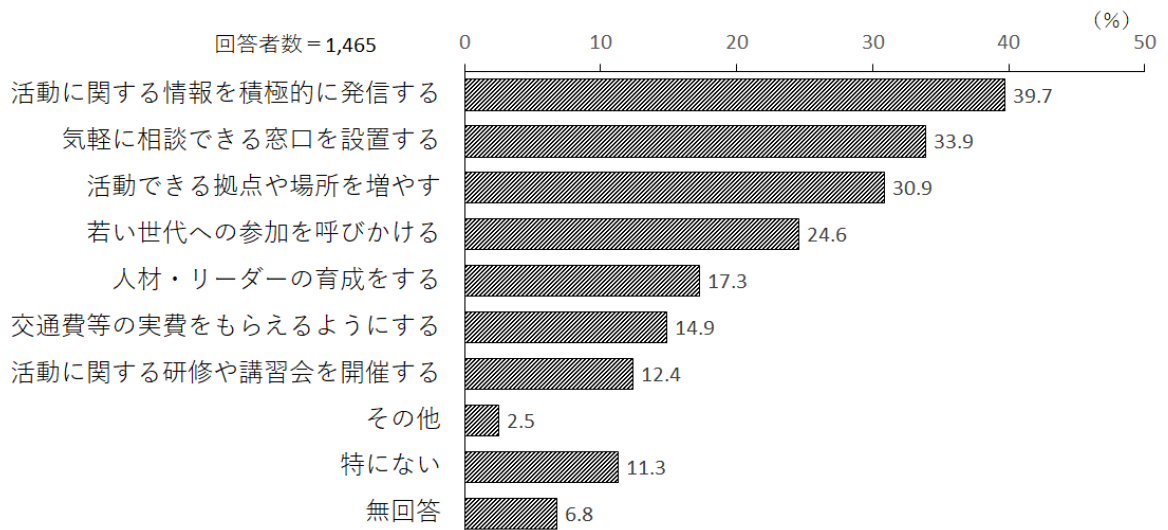


図28 活動の輪を広げていくために必要なこと (複数回答)



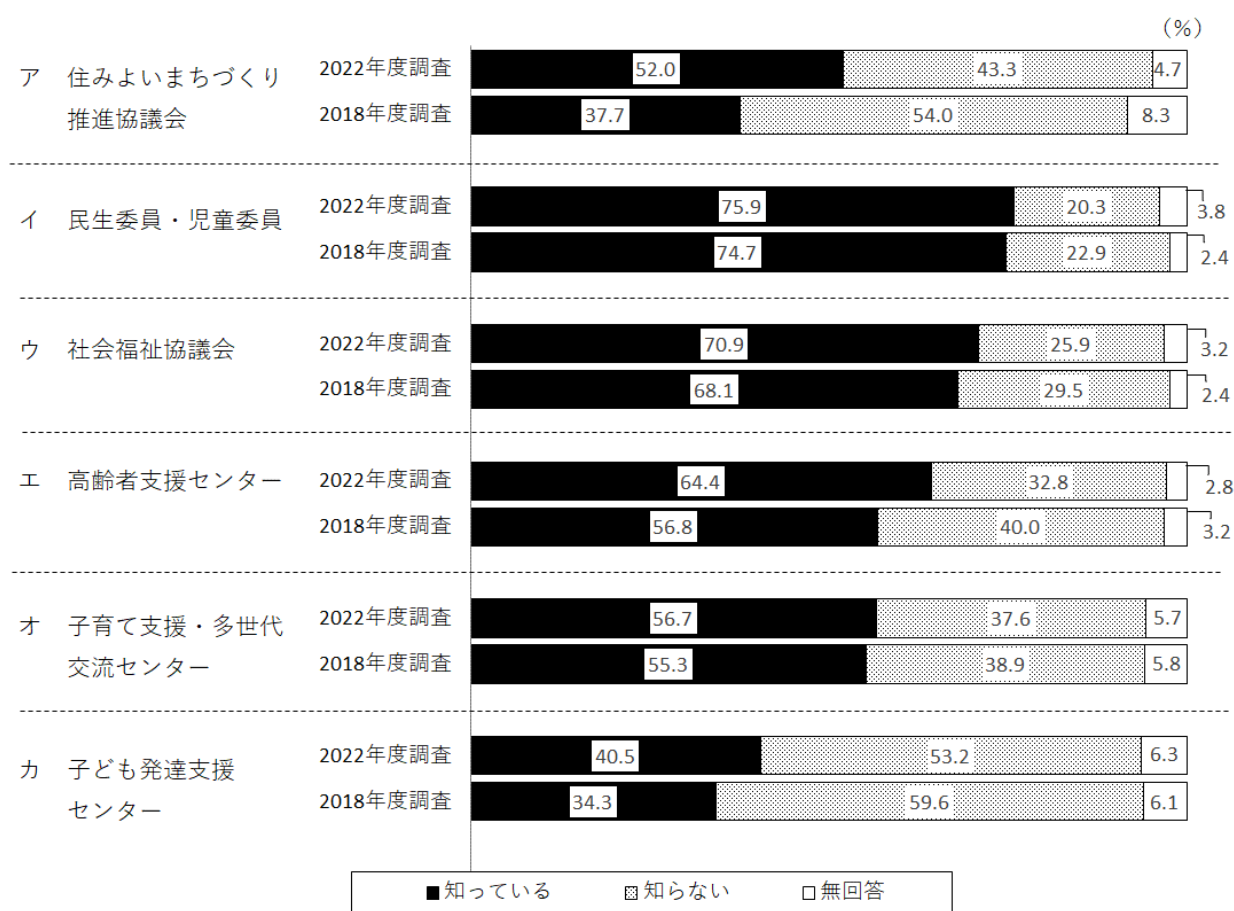
第2章 水戸市の現況と課題

調査項目⑥ 福祉サービスについて

ア 福祉サービスの認知について

活動や事業の認知度については、「民生委員・児童委員」(75.9%)、「社会福祉協議会」(70.9%)が高くなっています。一方で、「知らない」との回答は「こども発達支援センター」で53.2%と最も高く、次いで「住みよいまちづくり推進協議会」で43.3%となっています。前回と比較すると、いずれの機関・団体についても認知が向上している傾向にあります。

図29 活動や事業の認知度の割合：経年比較



回答者数 2022年度調査=1,465 2018年度調査=1,614

イ 福祉サービスの情報取得について

福祉サービスに関する情報の入手方法は、「広報みと」が76.2%と最も高く、次いで「市のホームページ」(30.0%)、「家族・友人・知人等」(17.9%)と続いています。経年比較でみると、前回調査時に比べて、「市が発信しているSNS」で11.6ポイント増、「市のホームページ」で8.3ポイント増とオンライン媒体での情報入手が顕著に増加しています。

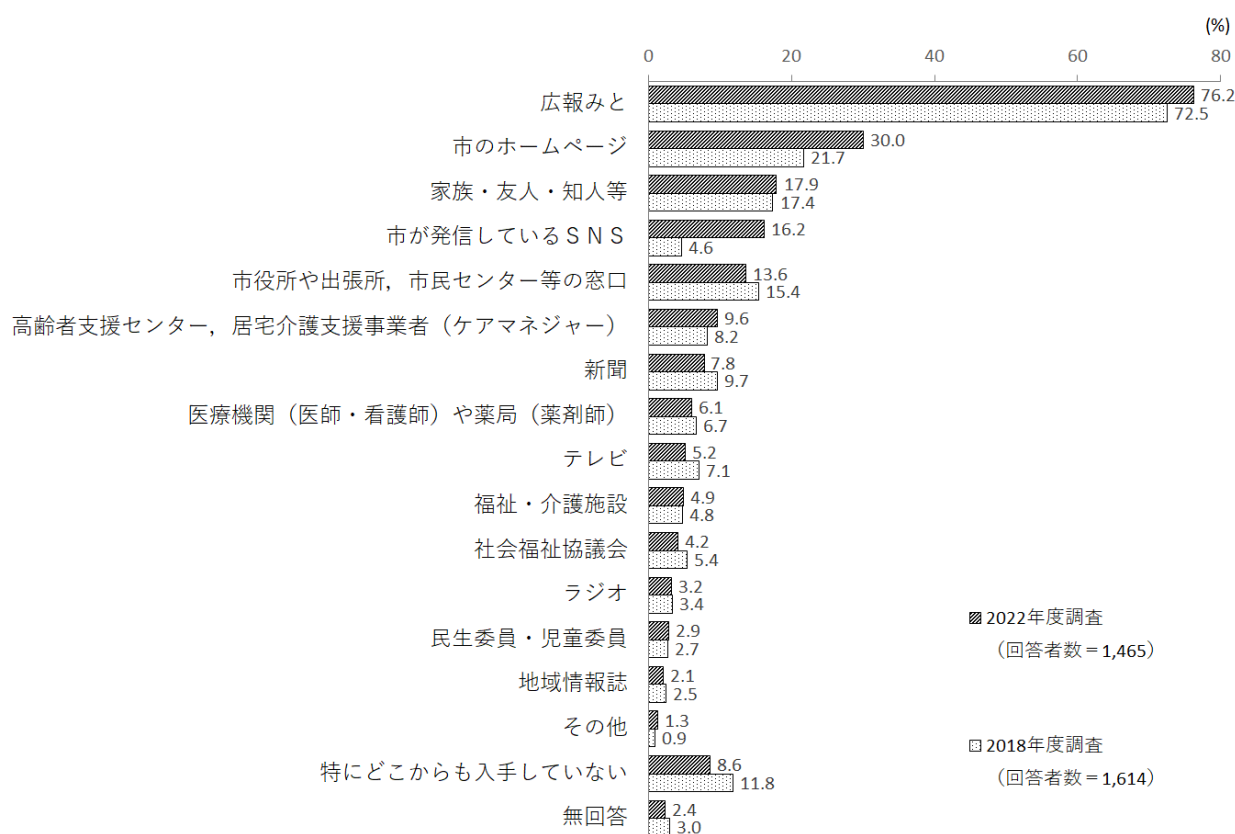
年齢別のスマートフォン、パソコンでのインターネットの使用をしてみると、50代

で80.9%、60～64歳で74.1%が「よく使用している」となっており、若年層に限らずネットでの情報取得が主流となっていることが伺えます。

必要な情報の取得状況は、「あまり得られていない」が29.1%と最も高く、「全く得られていない」(9.2%)を合わせると、「《情報を得られていない》」は38.3%でした。一方、「得られている」(6.6%)と「ある程度得られている」(27.0%)を合わせた《情報を得られている》は33.6%でした。経年比較でみると、「《情報を得られている》」は10.5ポイント増、「《情報を得られていない》」は20.7ポイント減となっています。

また、福祉サービスに関してほしい情報は、「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容」が65.3%と最も高く、次いで「民間事業者の各種福祉サービスの種類・内容に関する詳細な情報」(30.2%)、「健診等の保健医療」(23.5%)と続いており、市や民間事業者が提供している福祉サービスの種類や内容、健康に関する情報ニーズが高いことが分かります。

図30 福祉サービスに関する情報の入手方法：経年比較



第2章 水戸市の現況と課題

図31 スマートフォン、パソコンでのインターネット使用：年齢別

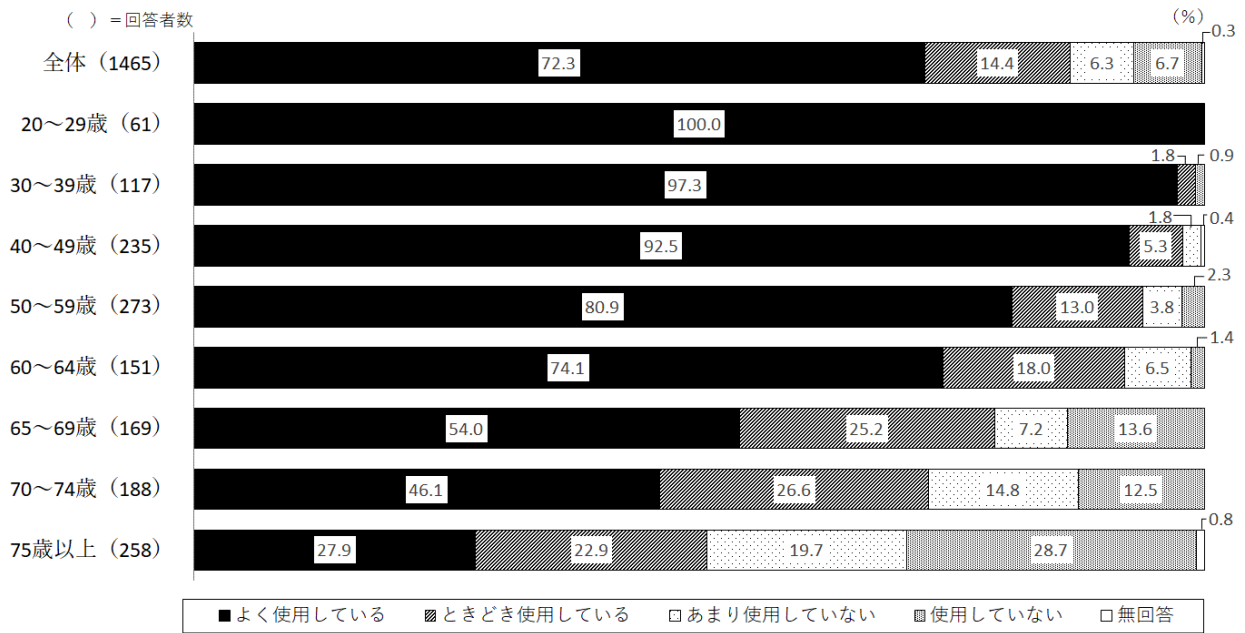


図32 福祉サービスに関する必要な情報の取得状況：経年比較

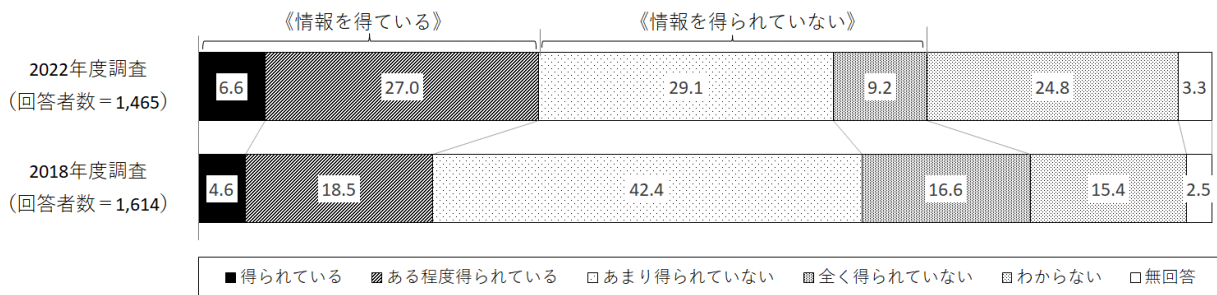
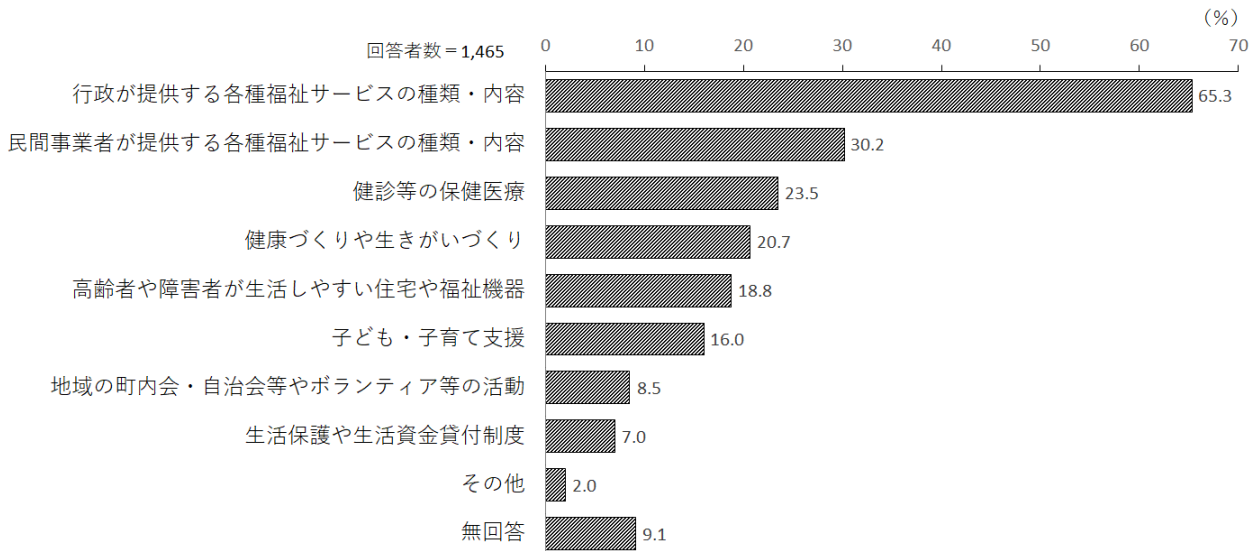


図33 福祉サービスに関してほしい情報（複数回答）



調査項目⑦ 地域共生社会の実現について

地域共生社会を実現するために市が力を入れるべき項目は、「公共交通の維持・確保」が31.5%と最も高く、次いで「高齢者、障害者、こども・子育てなどの分野を問わずに利用できるサービスの充実」(30.7%)、「健康や福祉についての情報提供の充実」(26.9%)と続いています。前回調査時と比べると、「健康や福祉についての情報提供の充実」(26.9%)、「既存の制度だけでは解決が困難な問題に対応できる仕組みづくり」(16.9%)が特に割合が増加しています。一方で「隣近所などによる見守り等の活動支援」が12.6ポイント減、「身近なところに気軽に集まり、交流できる場の創設」が6.0ポイント減となっています。

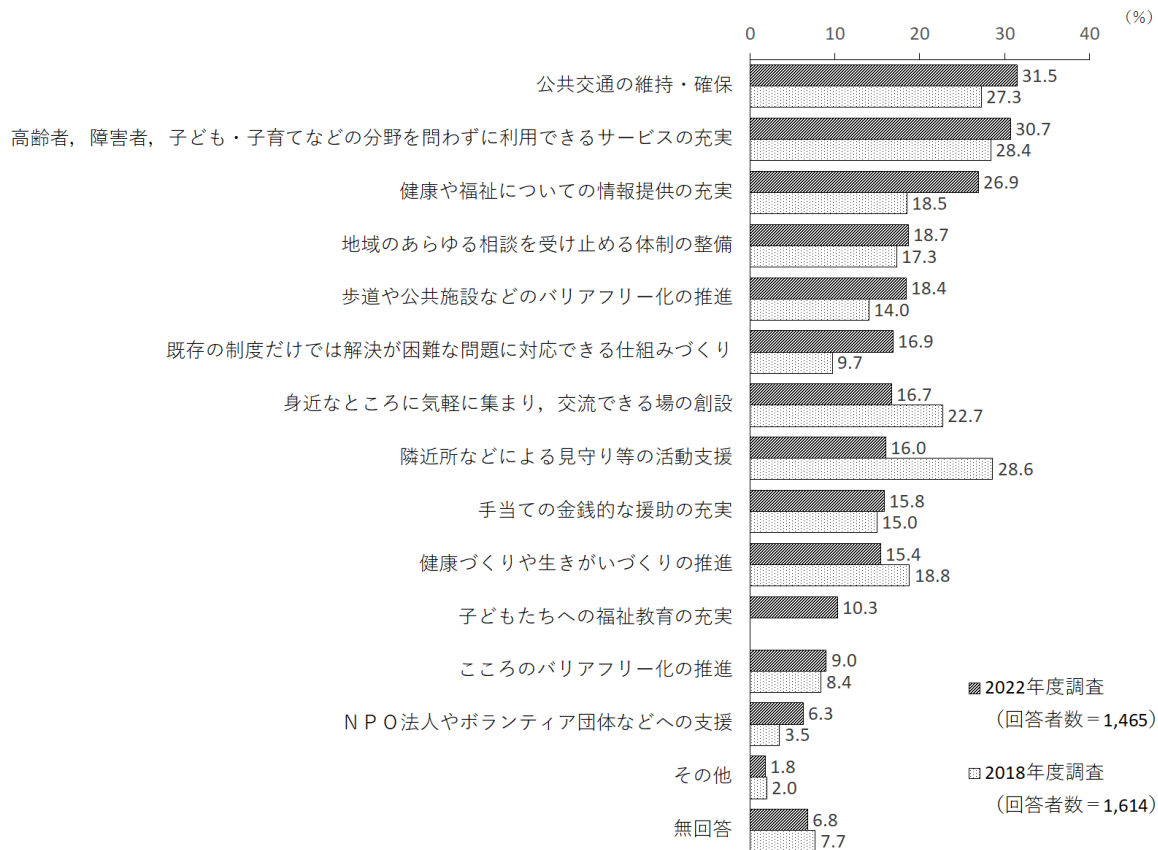
地域における助け合いや支え合い活動を活発にするために重要なことは、「困っている人と、支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成」が33.0%と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意識啓発」(29.0%)、「福祉活動やボランティア活動の活動費・運営費などの資金的な援助」(24.8%)となっています。前回調査時は、「地域における福祉活動の意識啓発」が最も高い割合でしたが、今回は「困っている人と、支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成」が上回っています。

地域において力を入れて取り組むべき活動は、「多世代で交流を深める活動」が36.4%と最も高く、次いで「孤立を防ぐための活動」(32.8%)、「地域の仲間づくり、居場所づくり活動」(24.2%)と続いています。

地域の生活課題や問題を中心となって解決すべきと思う人・組織は、「市」が65.4%と最も高く、次いで「地域住民」(50.3%)、「町内会・自治会」(38.0%)と続いています。経年比較でみると、前回調査に比べて「市」が12.2ポイント増、「社会福祉協議会」が3.3ポイント増、「ボランティア団体、NPO法人などの民間団体」が3.0ポイント増と特に割合が増えています。複雑化している福祉ニーズに対し、組織や団体が連携して課題を解決することが求められているといえます。

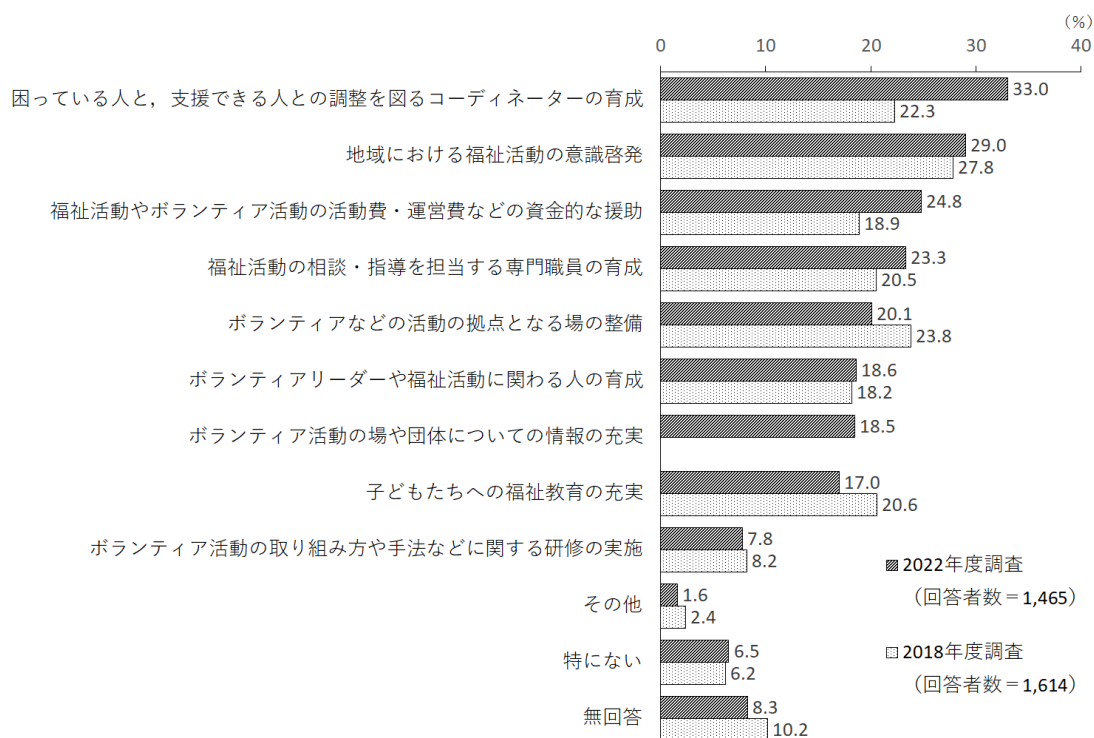
第2章 水戸市の現況と課題

図34 地域共生社会を実現するために、市が功を入れるべき取組（複数回答）：経年比較



※「子どもたちへの福祉教育の充実」は今回からの選択肢のため比較していません。

図35 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（複数回答）：経年比較



※「ボランティア活動の場や団体についての情報の充実」は今回からの選択肢のため比較していません。

図36 地域において力を入れて取り組まべき活動

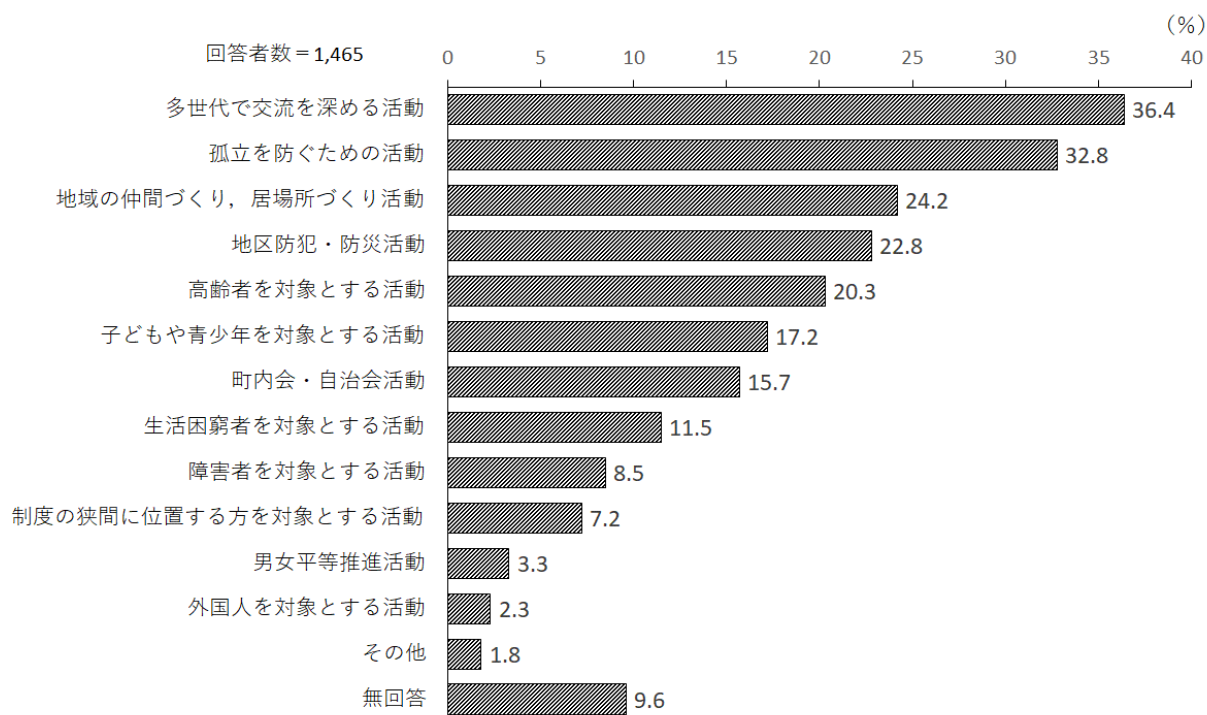
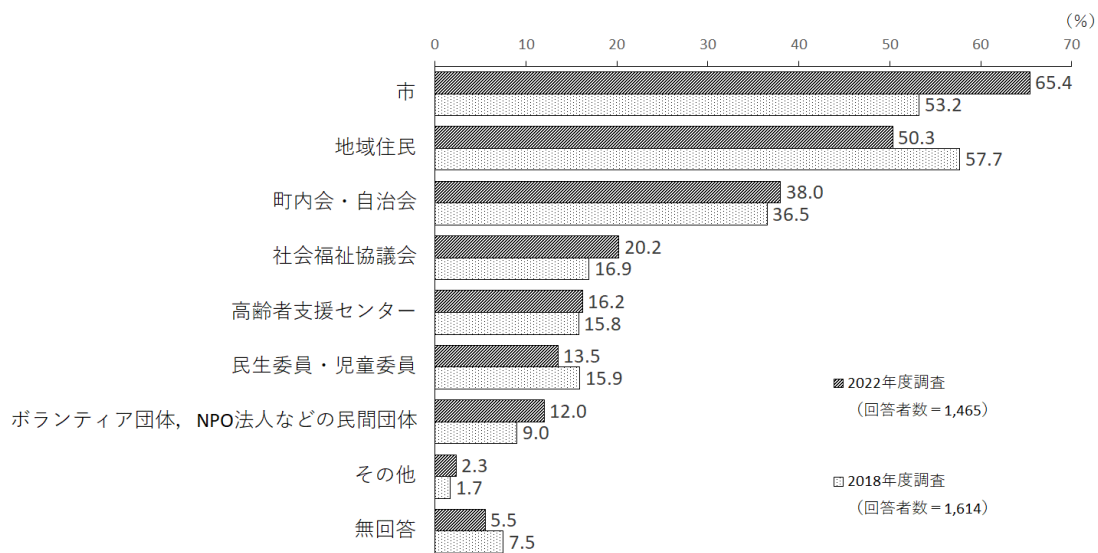


図37 地域の生活課題等を中心となって解決してほしい人・組織 (複数回答)
: 経年比較



第2章 水戸市の現況と課題

調査項目⑧ 自身の現在の取り組み状況と今後の意向について

地域共生社会を実現するために自身が現在取り組んでいる活動は、「健康意識と自己管理」が82.7%、「身近な隣近所でのあいさつや声かけ」が82.2%と高くなっています。一方、取り組んでいない事項は上位より、「地域の福祉活動、ボランティア活動等への参加」(68.4%)、「災害時の避難誘導等への協力」(61.4%)となっています。

また、将来取り組みたい事項は、「地域の福祉活動、ボランティア活動等への参加」、「ひとり暮らしの高齢者等への見守り」以外の項目で7割以上となっています。特に「健康意識と自己管理」は83.5%と最も高くなっています。

図38 自身の現在取り組んでいる事項

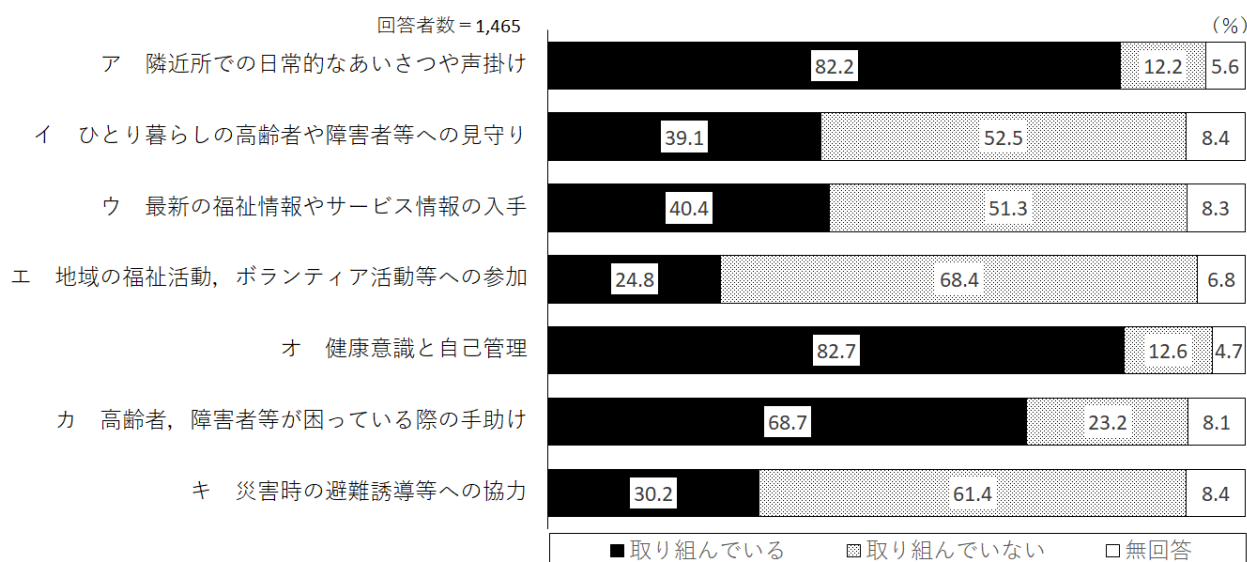
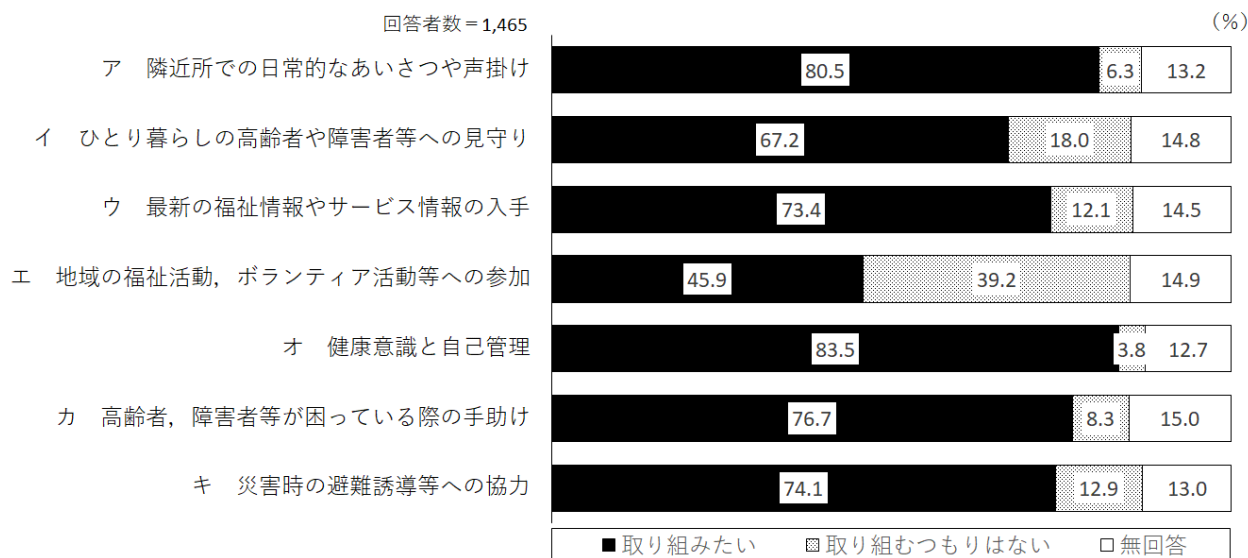


図39 将来取り組みたい事項



2 社会福祉事業者アンケート調査

(1) 調査目的

市内で活動している社会福祉法人を対象に、水戸市地域福祉計画（第4次）策定の参考とするために、地域福祉活動に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 調査方法及び回収結果等

調査対象	市内で活動している社会福祉法人（35法人）
実施時期	2023（令和5）年5月8日（月）～5月31日（水）
配布・回収方法	電子メールによる送信・返信
回収結果	35法人（回収率100%）
調査項目	① 活動の情報発信について ② 人材確保及び育成の取り組みについて ③ 地域における公益的な取り組みについて ④ 「社会福祉連携推進法人制度」について ⑤ 「福祉よろず相談窓口」について ⑥ 地域福祉の課題について

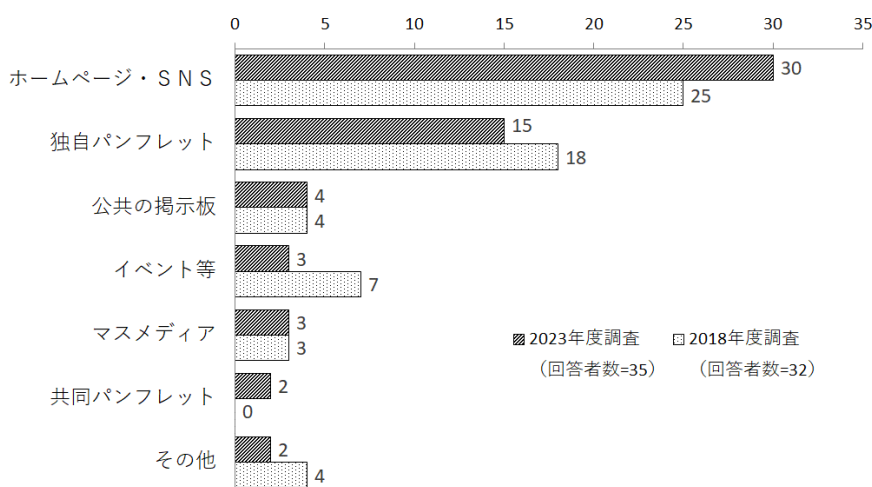
(3) 調査の主な結果

調査項目① 活動のPR発信について

市内の社会福祉法人における活動のPRをする際の情報発信は、「ホームページ・SNS」が最も多く、次いで「独自パンフレット」が続いています。

経年比較でみると、2018（平成30）年度調査と比較して、「ホームページ・SNS」が増加しており、「独自パンフレット」や「イベント等」が減少となりました。

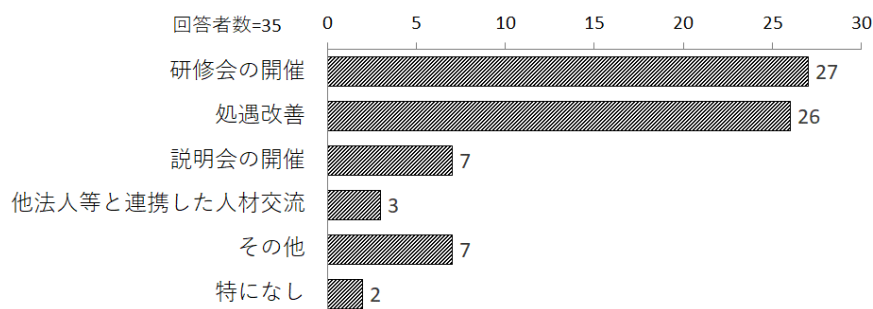
図40 活動PR方法（複数回答）：経年比較



調査項目② 人材確保及び育成の取り組みについて

人材確保及び育成の取り組みについては、「研修会の開催」をしている社会福祉法人が最も多く、次いで「処遇改善」が続いています。

図41 人材育成及び育成の取り組み



調査項目③ 地域における公益的な取り組みについて

社会福祉法人が実施している公益的な取り組みとして、地域福祉活動や環境整備、福祉サービスを通じた支援活動や、地域行事への参加や交流の場作りを通じて住民同士が支え合う関係を醸成する活動、担い手育成や地域福祉への参加促進を図る活動などが挙げられました。

表1 社会福祉法人が実施する地域における公益的な取り組み例

活動の分類	具体的な取り組み例
<p>《支援活動》</p> <p>身近な地域福祉活動や福祉環境整備、サービス提供による住民支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り活動 ・在宅の障害者のための地域拠点整備 ・災害時の福祉避難所の設置運営 ・相談窓口の設置（福祉よろず相談窓口、おとしより相談所など） ・ショートステイ・トワイライトステイ実施 ・NPO法人への運営資金援助
<p>《交流活動》</p> <p>地域行事の参加や住民同士の交流場作りと交流を通じた福祉ニーズの把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動、クリーン運動 ・地域のイベントの参加や運営協力 ・祭りや交流会の開催 ・施設や設備の一般開放 ・カフェや販売店の運営
<p>《育成・研修活動》</p> <p>担い手育成や住民の地域福祉への理解と参加促進を図る活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの紹介や育成 ・実習生や社会科見学等の受け入れ ・講演会

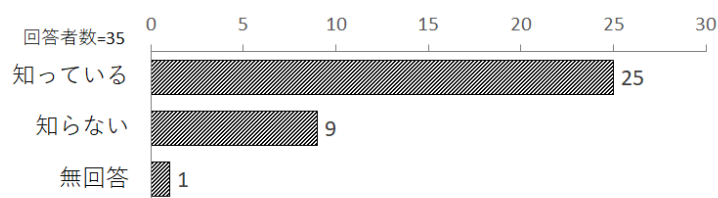
第2章 水戸市の現況と課題

調査項目④ 「社会福祉連携推進法人制度」について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」に基づき、令和4年4月から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されました。本制度は、2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、福祉サービス事業間の連携・協働を図りながら適切な福祉サービスを提供することと、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業間の連携方策の新たな選択肢として創設された法人制度です。

今回の調査では、約7割の社会福祉法人が本制度について「知っている」と回答しました。

図42 「社会福祉連携推進法人制度」について

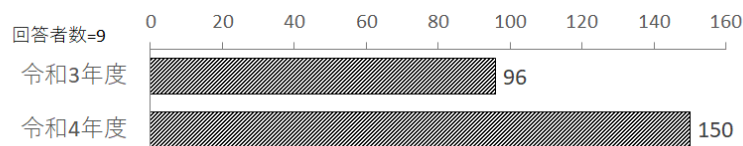


調査項目⑤ 「福祉よろず相談窓口」について

水戸地区社会福祉法人連絡会では、所属する社会福祉法人が窓口となり、地域の福祉に関する様々な悩み事の相談を受ける「福祉よろず相談窓口」を2021（令和3）年度に開設しました。

今回の調査では9の社会福祉法人が窓口を開設しており、合計で2021（令和3）年度に96件、2022（令和4）年度に150件の相談がありました。

図43 相談実績



調査項目⑥ 地域福祉の課題について

新型コロナウイルス感染拡大に伴うサービスの利用控えや事業活動の鈍化、物価高騰等の影響もあり、経営に関する課題を挙げる社会福祉法人が多く見られました。その他にも、社会福祉法人が考える地域福祉の課題及び協力・提案できることとして、下記のような内容が挙げられました。

表2 社会福祉法人が考える地域福祉の課題 協力・提案できること

項目	課題	協力・提案できること
経営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政、経営基盤の強化 ・ 担い手育成、人材の確保と定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他法人との協力・連携 ・ 実習生の受入
支援体制や連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や各組織・団体との連携強化と連携の重要性の理解 ・ 地域や各組織・団体の機能や役割の見直し ・ 地域と連携した防災体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容に応じたサービスの提供、関連組織との連携 ・ 取り組み事例の共有 ・ 福祉避難所や防災拠点の設置
事業活動に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流機会の創出 ・ 活動や事業の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援事業や事業を通じた交流機会創出や社会貢献 ・ 保有する資源や能力の活用、提供 (例 未利用時間のフロア解放、サロン活動など)

第3節 地域福祉計画(第3次)重点施策の評価

地域福祉計画（第3次）に掲げた重点施策の数値目標と実績の比較については次のとおりです。

目標を達成したものは、基本方針1において「地域いきいきコミュニティトーク（みとの福祉を考える座談会の後継事業）」で1項目、基本方針2において「市内連携体制の構築（我が事・丸ごと連絡協議会の発足及び運営）」「安心・安全見守り隊参加団体・事業者数」で2項目の計3項目です。

目標には届かないが、改善が見られた項目は、基本方針3において「地域活動やボランティア活動などの支援活動に参加しており、今後も参加したいと回答する市民の割合」で1項目となっています。

また、基準値に比べて低下したのは、基本方針1において「隣近所との付き合いの程度があいさつを交わすより深い関係であると回答する市民の割合」で1項目、基本方針3において「ボランティアセンターにおけるボランティア登録数」で1項目となっています。

●基本方針1 とともに支えあう地域づくり

〔重点施策〕 地域住民による交流づくりの推進

目標指標	基準値	実績	目標値	評価
	2019 (令和元) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
地域いきいき コミュニティトーク (みとの福祉を考える座談会 の後継事業)	—	8地区 延べ15回 開催 (2020(令和2) 年度以降実施 済み)	継続 (2020(令和2) 年度実施)	目標達成
隣近所との付き合いの 程度が「あいさつを交 わすより深い関係であ る」と回答する市民の 割合 (市民アンケート)	57.3%	53.8%	60.0%	基準値 より低下

●基本方針2 多様な福祉課題に対応した支援体制づくり

〔重点施策〕 連携体制づくりの推進

目標指標	基準値	実績	目標値	評価
	2019 (令和元) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
庁内連携体制の構築 (我が事・丸ごと連絡協議会の発足及び運営)	—	会議 1 回開催 (2020 (令和2) 年度発足済み)	継続 (2020 (令和2) 年度発足)	目標達成
安心・安全見守り隊 参加団体・事業者数	178 団体 (2018 (平成30) 年度末現在)	193 団体	190 団体	目標達成

●基本方針3 福祉のこころを育む人づくりの推進

〔重点施策〕 福祉のこころを育む人づくりの推進

目標指標	基準値	実績	目標値	評価
	2019 (令和元) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
ボランティアセンター におけるボランティア 登録数	個人 162 人 団体 108 団体 (2018 (平成30) 年度末現在)	個人 128 人 団体 101 団体	個人 200 人 団体 150 団体	基準値 より低下
「地域活動やボランテ ィア活動などの支援 活動に参加しており、 今後も参加したい」と 回答する市民の割合 (市民アンケート)	13.6%	15.3%	20.0%	改善傾向

第4節 地域課題と課題解決に向けた方向性

本市を取り巻く現況を踏まえ、アンケート結果から主な地域課題を整理すると、次のような課題解決に向けた方向性が見えてきます。

《市の現況》

- 人口減少
- 世帯構造の変化
(単身世帯の増加)
- 高齢化の進行
- 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加
- 障害者数, 難病患者数の増加
- 65歳以上の第1号被保険者の約2割が要支援・要介護認定者
- 新型コロナ感染拡大による接触機会の減少, 事業活動の停滞
- ひとり親世帯数の減少
- 生活保護受給世帯数は横ばい
- 生活保護受給世帯における高齢者世帯の割合が増加
- 再犯者率・再犯者数の減少

《市のアンケート調査より》

- 地域とのつながりが希薄化し, 自治会への関心も低下している。
 - ◇自治会に加入している割合が低下
 - ◇「あいさつを交わすより深い関係」の割合が低下
 - ◇地域で注力すべき活動の上位は「多世代で交流を深める活動」
 - ◇社会福祉法人による地域における公益的な取組の実施
- 障害者・高齢者が安心して暮らせる環境づくりや防犯への取り組みが十分でない。
 - ◇生活環境満足度の満足層の割合が5割未満
- 福祉に対する悩みを相談できていない人がいる。
 - ◇相談先がわからない・相談できる人がいない人の割合の増加
- 福祉に関する必要な情報が十分に届いていない。
 - ◇福祉に関する情報を得られていない人が約4割
 - ◇「行政が提供する各種福祉サービスの種類・内容」に関する情報が特に求められている
- 複雑で多様な福祉課題に対し, 各種団体・組織と連携しながら対応していくことが求められている。
 - ◇福祉課題を中心となって解決すべき人として, 「市」「町内会・自治会」「社会福祉法人」の割合が増加
 - ◇分野を問わず利用できるサービスの充実を求める割合が多い
 - ◇困っている人と支援できる人との調整を図るコーディネーターの育成を求める割合が多い
- 地域共生社会の推進のために, 意識啓発や人材育成が重要と考える市民が多い。
 - ◇支えあい活動を活発にするために重要なこととして, コーディネーターや専門家の育成と回答する割合が増加
- 福祉活動に対する関わりや関心が低いため, 地域を巻き込んだ福祉の取組による意識の醸成が重要。
 - ◇福祉活動経験者の割合が低く, ボランティア登録数も減少
 - ◇特に20代30代において, 地域活動に関する関心が低い
- 福祉を担う人材の育成・確保が必要。
 - ◇多くの社会福祉法人において人材不足や定着率の低さが課題として挙げられている。

《課題》

- 地域のつながりや
支えあう意識の
希薄化
- 誰もが安心して暮ら
せる生活環境の低下

地域と
つながる

《課題解決に向けた方向性》

地域住民が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。

そのため、地域における生活主体がそれぞれ支えあい助けあうことで、地域の課題を地域の中で解決できる取組を進めるとともに、すべての市民が安全・安心に過ごすことができる地域社会づくりを進めます。

地域
づくり

専門機関と
つながる

- 連携やネットワーク
の不足
- 多様な福祉情報の提
供と共有化が不十分
- 複合化, 複雑化する
福祉ニーズに対し適
切なサービスを届け
る仕組みと支援体制
が不十分

ニーズの多様化により、これまでの公的な支援等では対応が困難な人が増加しています。このことから、地域の支援を必要とする人を早期に把握し、その人のニーズに応じた適切なサービスにつなぐ仕組みの構築や一人一人のニーズに応じた情報の提供が必要です。

そのため、行政や関係機関が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するとともに、必要な情報を分かりやすく地域に発信するなど、地域における複雑化, 複合化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

支援体制
づくり

未来の福祉へ
つなげる

- 一人一人の福祉意識
と主体性の低下
- 人材不足と福祉活動
の担い手育成が不十分

地域福祉においては、市民一人一人がその担い手として、福祉に対する理解を深めることが重要です。

そのため、地域住民の地域福祉活動への参加を促進することで、地域の中でのつながりを回復し、福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉を担う人材の確保に努めます。

人
づくり

第3章 計画の基本的方向

第1節 目指す姿

誰もが安心して共生できる地域福祉を実現するためには、地域住民や地域福祉に関する活動を行う団体等が参画し、一人一人が地域や関係機関等と「つながり」、未来の福祉へ「つなげる」ために、健やかで活力のある地域社会をともに創っていくことが必要です。

本計画では、上位計画である水戸市第7次総合計画の「支えあい、助けあう社会の実現」という福祉の方向性を踏まえ、すべての市民が、住み慣れた地域で、ともに支えあい、助けあうという理念のもと、地域福祉を推進する施策を包括的に実施し、地域共生社会の実現を目指すこととします。

《目指す姿》

すべての人がともに支えあい助けあう

地域共生のまち・水戸

第2節 基本方針

本計画では、目指す姿の実現に向け、3つの基本方針を定め、各種施策を展開していくものとします。

基本方針1 つながり助けあう地域づくり

つながり助けあう地域づくりに向けては、地域住民が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが求められています。そのため、自助・近助・共助・公助の精神のもと、地域の課題を地域の中で解決できる力を高める取組を進めるとともに、誰もが安全・安心に過ごすことができる地域社会づくりを推進します。

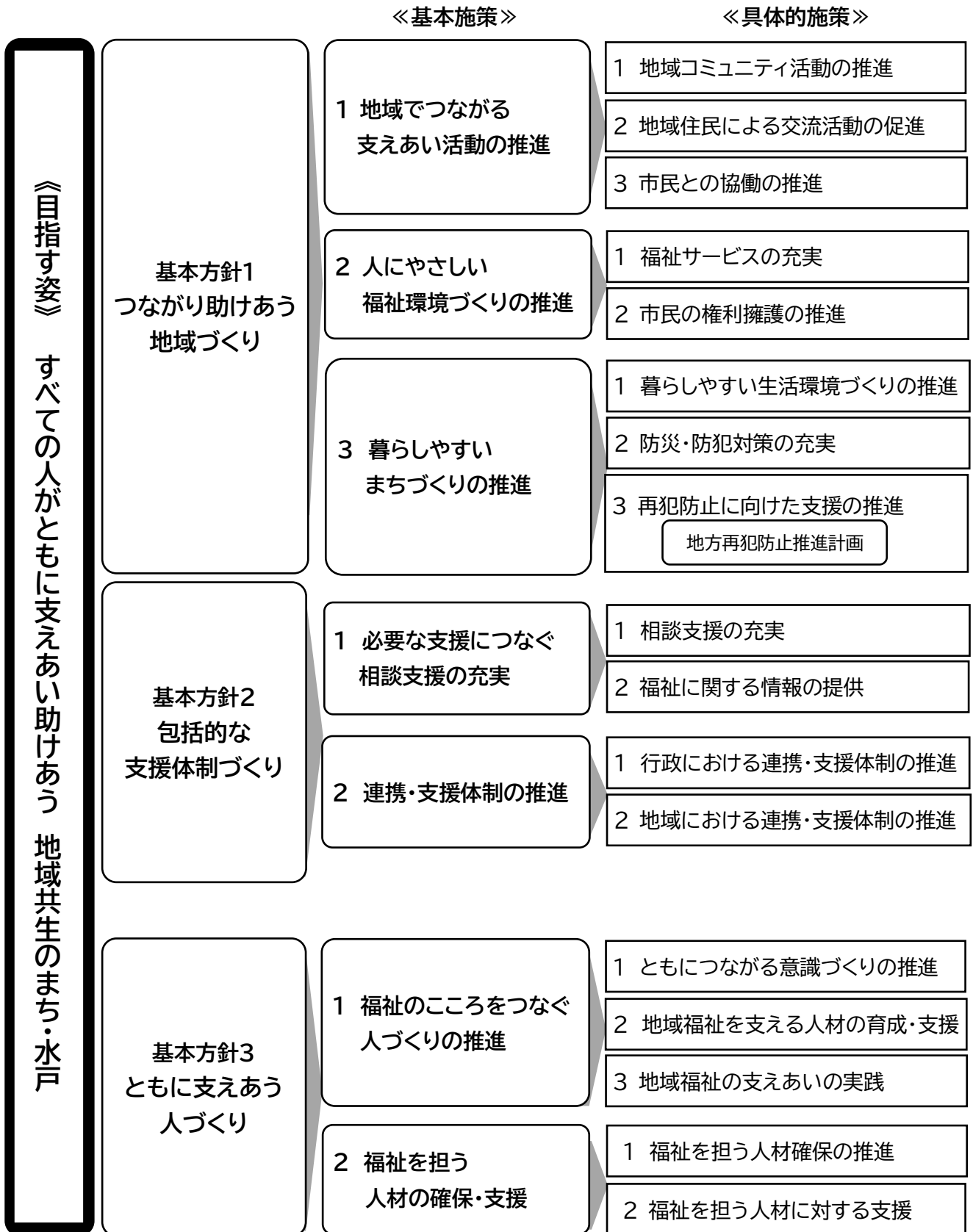
基本方針2 包括的な支援体制づくり

ニーズの多様化により、これまでの見守り活動や公的制度では支えることが困難な人が増加しており、社会的な孤立を防ぐ取組が急務となっています。このことから、地域の支援を必要とする人を早期に把握し、その人のニーズに応じて適切なサービスにつなぐ仕組みを構築することが必要です。そのため、行政や関係機関が横断的に連携し、それぞれの分野の制度を活用するなど、地域における複雑化、複合化した課題に対応できる包括的な支援体制づくりを推進します。

基本方針3 ともに支えあう人づくり

地域づくりや包括的な支援体制づくりを推進するためには、市民一人一人がその担い手であることを自覚し、福祉に対する理解を深めることが重要です。このことから、地域住民の地域福祉活動への参加を促進しながら、福祉に対する意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手の育成・支援や福祉人材の確保に努めます。

第3節 施策の体系



第4節 重点施策

計画に位置付けた各種施策の中で、基本方針ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

基本方針1 つながり助けあう地域づくり

【重点施策】 地域でつながる支えあい活動の推進

地域の中では、こどもから高齢者まで幅広い年齢層の人たちが生活しており、ライフスタイルの変化や個人の価値観の多様化などに伴い、地域社会のつながりが希薄化しています。そうした中、地域の課題を地域で解決することができるよう、住民が互いに役割を持ち、つながり、支えあうことができる**地域でつながる支えあいの活動**が必要です。

このため、第3次計画の重点施策の一つである「地域いきいきコミュニティトーク」の中で提案されたアクションプランの実現のため「(仮称)ふらっと場」を開催するなど、世代を問わず様々な住民が集える場づくりなど、多様な考えを持つ地域住民同士がつながり支えあう地域づくりを進めます。

目標指標	現況 2023 (令和5) 年度	目標 2028 (令和10) 年度
世代を問わず様々な住民が活動分野や領域を超えて集える身近な話し合いの場づくり ((仮称) ふらっと場)	—	継続 〔 2024 (令和6) 年度発足 〕
隣近所との付き合いの程度があいさつを交わすより深い関係であると回答する市民の割合 (市民アンケート)	53.8% 〔 2022 (令和4) 年度末現在 〕	60.0%

基本方針2 包括的な支援体制づくり

【重点施策】 必要な支援につなぐ相談支援の充実

地域では8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、福祉課題の複雑化・複合化に伴い、これまでの相談支援体制では支えることが困難な人が増加しています。こうした人を早期に把握し、適切な支援につなげていくことが重要です。

そのため、より一層柔軟で継続的な支援ができるよう、属性を問わない相談支援やつながり続ける支援体制を整備するなど、**必要な支援につなぐ相談支援の充実**を図ります。

目標指標	現況 2023 (令和5) 年度	目標 2028 (令和10) 年度
重層的支援体制の構築	—	継続 〔 2026 (令和8) 年度構築 〕
安心・安全見守り隊参加団体・事業者数	〔 193 団体 2022 (令和4) 年度調査 〕	250 団体
福祉サービスに関する必要な情報を十分に得られている、ある程度得られていると回答する市民の割合 (市民アンケート)	〔 33.6% 2022 (令和4) 年度末現在 〕	40.0%

基本方針3

ともに支えあう人づくり

【重点施策】福祉のこころをつなぐ人づくりの推進

地域福祉や支援体制づくりにおいては、市民一人一人が地域福祉の担い手であることを自覚し、地域福祉を支える主役となることが重要です。

このため、すべての市民に対して、福祉のこころの醸成や担い手の育成を図るなど、**福祉のこころをつなぐ人づくりを推進**します。また、地域福祉に携わる人たちの活躍の場の充実・支援に努めます。

目標指標	現況 2023 (令和5) 年度	目標 2028 (令和10) 年度
ボランティアセンターにおけるボランティア登録数	個人 128人 団体 101団体 〔 2022 (令和4) 年度末現在 〕	個人 160人 団体 120団体
地域活動やボランティア活動などに今後参加したいと回答する市民の割合 (市民アンケート)	〔 49.7% 2022 (令和4) 年度末現在 〕	60.0%

第4章 施策の展開

基本方針1 つながり助けあう地域づくり

基本施策1

地域でつながる支えあい活動の推進

重点施策

【現状と課題】

- ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、地域でのつながりが希薄化しています。そこで、地域が抱える問題を地域住民同士のつながりによる日頃からの見守りや気づきから解決していく重要性が高まっています。
- 町内会・自治会の加入率や地域福祉活動への関心が低下していることから、地域住民同士の日常的なつながりや交流を再構築することが必要です。
- 地域が抱える多様なニーズに対し、市や公的制度だけでは対応が困難なケースがあります。

【施策の展開】

- 地域コミュニティ活動拠点の充実を図りながら、地域住民のコミュニティ活動を促進し、支えあい助けあう地域づくりを推進します。
- 誰もが気軽に利用できる交流拠点の活用を促進するとともに、多世代に渡る交流活動の機会を創出します。
- 地域が抱える多様なニーズに対して、市民との協働により、情報共有や事業実施に向けた取組を推進します。

《具体的施策1》 地域コミュニティ活動の推進

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	地域住民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動の推進 ・町内会・自治会加入に向けた取組の推進 ・地域における担い手の育成 ●(仮称)ふらっと場の設置 社協 ・支部長連絡協議会の開催 社協 ・支部役員研修会や交流会の開催 社協 ・支部活動に対する支援 社協
2	地域コミュニティ活動拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター総合管理計画に基づく長寿命化改修 ・市民センターの機能充実 ・市民センター内コミュニティルームの活用

《具体的施策2》 地域住民による交流活動の促進

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	地域における交流拠点の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・わんぱーく・みと, はみんぐぱーく・みとやいきいき交流センター等の活用促進 ・市民センター等における地域交流を創出する活動の実施
2	地域における交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・わんぱーく・みと, はみんぐぱーく・みとを核とした子育て支援・多世代交流の推進 ・市民センター子育て広場における子育て支援の推進 ・こどもたちのつながりの場づくりの推進 ・身体障害者スポーツ・レクリエーション大会の開催 ・ふれあいのひろばへの支援

	施策名	主な事業
2	地域における 交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき交流センター等における多世代交流の促進 ・市民センター等における各種講座や教室の開催 ・スポーツを通じた地域交流と健康づくりの推進 ・いきいき交流センター等におけるサロンの開催 社協 ・愛パーク祭・愛パークマルシェの開催 社協 ・子育てサロン(子育て中の保護者等), 多世代交流サロン(多世代交流事業)及びふれあいサロン(高齢者・障害者)への支援 社協

《具体的施策 3》 市民との協働の推進

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	市民との 協働による 地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業提案制度わくわくプロジェクトの実施 ・協働マニュアルを活用した協働事業の推進 ・NPOやボランティア団体の活動の促進 ・市役所本庁舎における「こみっとルーム」の活用 ・子どもや青少年の声を反映する活動の検討 ・産・学・官連携事業の推進
2	NPO等による 福祉活動に伴う 情報ネットワーク の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・こみっとフェスティバルの開催 ・WEBサイトこみっと広場の運営

【現状と課題】

- 急速な高齢化, 世帯構成の変化などにより, 福祉ニーズが多様化しています。そのため, 更なる福祉サービスの充実や質の向上を図ることが求められています。
- 高齢化が進行する中, 健康寿命を延伸するためには, 市民の主体的な介護予防や健康づくりを推進していくことが必要です。また, 医療や介護が必要になったときは, 住み慣れた地域で暮らすことができる支援体制が必要です。
- 今後も, 認知症高齢者の増加が予測されます。判断能力が不十分な方が権利を侵害されずに地域で安心して生活が送れるよう, 権利擁護の制度の周知と支援の充実が必要です。
- DV, こどもや高齢者, 障害者に対する虐待といった人権侵害が社会問題となっており, 未然防止・早期発見等の対応が求められています。

【施策の展開】

- 各福祉分野の担い手とつながり, 連携を図りながら, 福祉ニーズの把握や様々な利用者に応じたサービスの充実, 質の向上に努めます。
- 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう, 介護予防や健康増進の啓発・推進を図ります。また, 医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。
- 判断能力が不十分な方の権利と利益を守るため, 成年後見制度の周知と制度の利用を促進します。
- DV や虐待の未然防止や早期発見を図るための周知・啓発に努めます。

《具体的施策1》 福祉サービスの充実

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	子育て世帯の生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業の推進 ・保育所等における地域子育て支援拠点事業の推進 ・一時預かり, 病児・病後児保育の推進 ・保育サービスの充実 ・子育て支援アプリ「みとっこ子育て応援アプリ」の機能拡充 ・市営住宅等を活用した子育て応援住宅の整備
2	高齢者の生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護用品給付事業の実施 ・在宅見守り安心システム事業の実施 ・はり・きゅう・マッサージ施術費の助成 ・さわやか理美容事業の実施 ・訪問ふとん乾燥サービス事業の実施 ・施設福祉サービスの実施 ・重度介護者の通院等支援サービス事業の実施 ・在宅医療・介護の提供体制の構築 ・福祉・家事援助サービスの実施
3	介護予防事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター等における介護予防の取組の実施と健康講座の開催 ・いきいき交流センターにおける介護予防の取組の実施及び健康講座の開催 社協
4	障害者の生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・補装具費用の支給及び日常生活用具の給付の実施 ・居宅介護, 生活介護等の実施 ・短期入所, 共同生活援助, 施設入所支援の実施 ・就労移行支援や継続支援等の就労に関する支援の実施 ・自立訓練や生活援助の実施 ・地域生活支援の充実 ・難病患者見舞金の支給 ・外出時のサポートとしての移動支援員や奉仕員の派遣 ・外出時における同行援護, 行動援護の実施 ・移動支援及び福祉有償運送の推進

	施策名	主な事業
5	社会福祉法人と地域がつながる活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における活動の促進 ・水戸地区社会福祉法人連絡会の運営支援 社協

《具体的施策2》 市民の権利擁護の推進

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	県央地域成年後見支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用支援の推進 ・市民後見人の育成・支援 ・中核機関の運営及び強化 ・日常生活自立支援事業の実施 社協
2	DV・虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止対策の推進 ・女性相談・DV 相談の実施 ・DV の予防啓発のための講座等の開催 ・高齢者虐待防止対策の推進 ・障害者差別解消・虐待防止センターの運営

基本施策3 暮らしやすいまちづくりの推進

【現状と課題】

- 高齢者や障害者が住み慣れた地域で快適に暮らせる生活環境づくりが求められています。
- 様々な心身の特性や考え方をもつすべての人が自分らしく社会に参加できるよう、相互に理解を深めあい支えあう心のバリアフリー施策が求められています。
- 地域の防災対策をより強化するため、災害時に地域の力で対応できるような避難体制や支援体制の確立と周知が必要です。
- 防犯の環境整備や地域の防犯活動の推進による安全なまちづくりが求められています。
- 再犯防止のため、罪を犯した人が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせるような支援体制づくりが必要です。

【施策の展開】

- 安全で快適な住環境の整備や移動手段の確保等により、高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。
- 公共施設をはじめ、住宅、建物、道路などのバリアフリーを推進するとともに福祉サービスの周知に努めます。また、地域のすべての人が互いを理解し、助けあう心のバリアフリー施策を推進します。
- 市民との協働による防災訓練や避難行動要支援者への支援などをおして、地域防災対策を推進します。
- 地域団体や関係機関等と連携しながら、市民の安全・安心を守る防犯対策を推進します。
- 罪を犯した人が円滑に社会の一員として復帰できるよう、就労・住宅支援や地域の理解を深める取組を推進し、再犯防止に努めます。

《具体的施策1》 暮らしやすい生活環境づくりの推進

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	安全で住みやすい 持続可能な住環境 の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく民間建物整備の促進 ・住宅のリフォーム支援等の推進 ・空き家等の既存住宅ストックの有効活用
2	バリアフリー施策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いばらき身障者等用駐車場利用証制度の周知及び身障者等用駐車場の適正利用の促進 ・ヘルプマークの普及 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮の推進 ・みんなでつくるバリアフリーマップの活用 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ・公共施設等の利用者にとって分かりやすい案内表示の設置や職員等の接遇向上 ・心のバリアフリーの推進
3	地域のつながりを 維持する 移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・バス路線の再編 ・バス・タクシーのバリアフリー化の促進 ・公共交通空白地区等における移動支援 ・高齢者に対する新たな移動支援施策の検討

《具体的施策2》 防災・防犯対策の充実

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	地域における 防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働による地域防災の推進 ・学校等との連携による次世代防災リーダーの育成 ・災害支援ボランティアセンターによる災害時の体制整備の推進 社協
2	避難行動 要支援者への 支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を活用した避難支援の推進 ・災害時の避難支援体制づくりの推進
3	地域コミュニティ 活動拠点の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター総合管理計画に基づく長寿命化改修 ・市民センターの機能充実 ・市民センター内コミュニティルームの活用
4	地域と連携した 防犯対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や消費生活センター等の関係機関と連携した防犯意識の啓発 ・自主防犯活動団体の支援 ・防犯灯の設置・管理の助成及びLED化の促進 ・防犯カメラの設置促進 ・空き地・空き家対策の強化

《具体的施策3》 再犯防止に向けた支援の推進

水戸市再犯防止推進計画

【主な施策】 ※**社協**は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	再犯防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動の実施 ・街頭補導による青少年・若者の非行・犯罪防止活動 ・更生保護サポートセンターの利用促進 ・住宅入居のための制度の活用 ・生活再建のための生活保護制度等の活用 ・ハローワークと連携した就労相談の実施 ・自立相談支援室の運営 社協

基本方針2 包括的な支援体制づくり

基本施策1

必要な支援につなぐ相談支援の充実

重点施策

【現状と課題】

- 地域のつながりの希薄化や世帯構成の変化により社会的孤立のリスクが高まる中、支援を必要としている人の早期発見・早期対応が求められています。
- 複雑化・複合化する福祉課題に対するため、支援が必要な人を適切な相談機関等へつなぐ支援体制づくりが求められています。
- 福祉サービスを必要としている人が、必要な情報を必要な時に得ることができるような情報提供が求められています。

【施策の展開】

- 支援を必要としている人の早期発見・早期対応ができるよう、相談しやすい相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 複雑化・複合化する福祉課題に対応する相談支援体制の整備と充実を図ります。
- 様々な状況の人が福祉情報を必要としているため、福祉情報が手元に届きやすく、分かりやすいものとして提供できるよう努めます。

《具体的施策1》 相談支援の充実

【主な施策】 ※**新**は新規事業、**社協**は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	相談しやすい体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●新重層的支援体制の構築 ・子育て支援相談員による子育て支援情報の提供 ●新こども家庭センターの運営 ・こども発達支援センターにおける相談支援の推進 ・産前産後支援センターの運営 ・子育て世帯訪問支援事業の推進 ・妊婦, 子育て世帯への伴走型相談支援の充実 ・保育コンシェルジュによる保育所等情報の提供 ・医療的ケア児に対する支援の推進 ・障害者に対する基幹相談支援センターの運営 ・地域包括支援センターにおける高齢者への相談支援の推進 ・認知症の早期診断・早期対応に向けた初期集中支援事業の実施 ・介護相談員による派遣相談の実施 ・こころの健康相談の充実 ・外国人に対しての窓口相談の実施 ・性的マイノリティに関する電話・メール相談の実施 ・水戸地区障害者就業・生活支援センターの運営 社協 ・権利擁護サポートセンターの運営 社協 ・在宅福祉サービスセンターの運営 社協 ・心配ごと相談所の運営 社協
2	生活困窮世帯への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちのつながりの場づくりの推進(再掲) ・ひとり親家庭への就労・自立支援の実施 ・就学援助制度や奨学金制度の利用促進 ・こどもに対する学習支援の推進 ・こどもの居場所づくりの推進 ・ハローワークと連携した就労相談の実施(再掲) ・自立相談支援室の運営(再掲) 社協

	施策名	主な事業
3	ひきこもり対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりに関する知識の普及・啓発 ・ひきこもり相談支援の充実 ・ひきこもり当事者の居場所の設置
4	自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策に係る知識の普及や相談窓口の周知 ・ゲートキーパーの養成
5	ヤングケアラー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが相談できるオンライン相談窓口の開設 ・早期発見・支援に向けた意識啓発 ・子育て世帯訪問支援事業の推進 ・ヤングケアラーを含む多様な世代の介護者への支援強化

《具体的施策2》 福祉に関する情報の提供

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	様々な媒体を活用した情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報みと」のデジタル化等の情報発信強化 ・点字版や声の広報みと, 声の議会報の提供 ・市ホームページや各種 SNS の活用 ・子育て支援サイト「水戸市子育てナビみとっこ1丁目」等を活用した子育て支援情報の効果的な発信 ・市民の視点に立った情報誌やパンフレット等の発行(お年寄り便利帳, 障害者のしおり, 子育て支援総合ガイドブック等) ・広報紙「みんなのしあわせ」の発行 <u>社協</u> ・社会福祉協議会ホームページやSNSを活用した福祉情報の提供 <u>社協</u>
2	NPO等による福祉活動に伴う情報ネットワークの構築(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・こみっとフェスティバルの開催 ・WEBサイトこみっと広場の運営

基本施策2

連携・支援体制の推進

【現状と課題】

- 近年、公的支援だけでは解決が困難である 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある複雑化・複合化した福祉の問題が増加しています。
- 複雑化・複合化した問題に対応するために、行政と地域における活動団体や専門家が横断的に連携し、包括的に支援する体制づくりが求められています。

【施策の展開】

- 複合的な福祉課題への対応に向け、行政における関係各課の横断的な連携・支援体制づくりを推進します。
- 複合的な福祉課題への対応に向け、地域における活動団体や専門家との横断的な連携・支援体制づくりを推進します。
- 地域住民が抱える複合的な福祉課題を地域の力で主体的に解決できるよう、地域における支えあい助けあいの取組を支援します。

《具体的施策1》 行政における連携・支援体制の推進

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	複合的な福祉課題に対する連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携体制の推進 ・個別検討会議の実施
2	横断的な連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員活動支援連絡会議の運営 ・要保護児童及びDV対策地域協議会の運営

《具体的施策2》 地域における連携・支援体制の推進

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	地域における活動団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会及びシルバー人材センターとの連携 ・民生委員・児童委員との連携 ・保健推進員及び食生活改善員との連携 ・関係団体, NPO法人, 民間企業等との連携
2	専門的な知識を持つ人等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市医師会物忘れ相談医・認知症疾患医療センター・若年性認知症支援コーディネーターとの連携 ・地域ケア個別会議によるネットワークの構築
3	地域の見守り・支えあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全見守り隊やSOSネットワークの拡大 ・在宅見守り安心システムの活用の促進 ・生活支援配食サービス事業の実施 ・愛の定期便事業の推進
4	避難行動要支援者への支援体制の構築(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を活用した避難支援の推進 ・災害時の避難支援体制づくりの推進
5	生活支援体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターによる生活支援等サービスの推進

基本方針3 ともに支えあう人づくり

基本施策1 福祉のこころをつなぐ人づくりの推進

重点施策

【現状と課題】

- 地域共生社会の推進には、住民の一人一人が自分自身や周りの人を大切にする福祉のこころを育むとともに、地域が抱える課題を「我が事」としてとらえる主体性をもつことが必要です。
- 特に若年層において地域活動に対する関心が低下していることから、福祉への理解と関心を深め、活動への参加を促進していくことが必要です。
- 福祉のこころを持った人材の育成には、活動や活躍の場の提供や専門的な知識や技術が習得できる機会の創出が必要です。
- 福祉活動を継続していくためには、活動団体や活動を支える人がやりがいを持って活動できるよう、継続的な支援が必要です。

【施策の展開】

- 福祉のこころを育むために、こころの教育の推進や教育機会の充実を図ります。
- 市で活動している子どもや若者によるボランティア団体を支援するとともに、福祉活動への参加促進を図るなど、若年層の福祉への理解や関心が深まるよう努めます。
- 福祉に関する専門的な知識や技術が習得できる機会の充実に努めます。
- 地域活動やボランティア活動の輪を広げ持続をしていくために、相談や研修、コーディネートによる紹介などの活動団体への支援を行います。また、活動の状況を公表する機会を設けることで、活動の周知や参加促進に努めます。
- 地域住民の福祉活動に対する関心を高め、福祉活動を継続できるような場の創出に努めます。

《具体的施策1》 ともにつながる意識づくりの推進

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	こころの教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や人権教育の推進 ・小中学校と特別支援学校等との交流の実施 ・手話・点字・要約筆記体験教室の開催 社協 ・福祉用具等体験の実施 社協 ・ボランティアまつりにおける福祉体験の実施 社協
2	ノーマライゼーションの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・家族教室の開催 ・障害者差別解消法に関する講演会の開催 ・こころの健康講座の開催 ・市民・事業者向け性的マイノリティ研修会等の実施

《具体的施策2》 地域福祉を支える人材の育成・支援

【主な施策】 ※社協は水戸市社会福祉協議会の自主事業等

	施策名	主な事業
1	こどもや若者の地域福祉活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもや若者によるボランティア活動の促進 ・こどもボランティア隊の活動支援 社協
2	地域福祉を支える各種講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通や移動支援に係る奉仕員の養成講座の開催 ・認知症サポーターの養成 ・介護予防の取組を担う住民ボランティアの育成講座の開催 ・高齢者生活支援サポーター養成研修の開催 ・ボランティア養成講座等の開催 社協
3	福祉ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティア会館における活動支援 ・ボランティアセンターの運営 社協 ・ボランティアに関する相談や紹介 社協 ・ボランティア連絡協議会への支援 社協 ・ボランティアサークル等に対する活動支援 社協 ・ボランティアまつりinミオスの開催 社協 ・ボランティアセンターだより発行(年4回) 社協

	施策名	主な事業
3	福祉ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種メディア(ホームページ・SNS)を活用した情報の提供 社協 ・ボランティアサークル活動パネル展の開催 社協
4	NPO等による福祉活動に伴う情報ネットワークの構築(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・こみっとフェスティバルの開催 ・WEBサイトこみっと広場の運営

≪具体的施策3≫ 地域福祉の支えあいの実践

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	やりがい・生きがい が生まれる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材を活用した地域の教育力向上支援 ・地域学校協働活動の推進 ・認知症サポーターの活動支援 ・元気アップ・ステップ運動サポーターやシルバーリハビリ体操指導士としての活動支援 ・住民主体による生活支援サービス提供団体の充実

【現状と課題】

- 様々な福祉ニーズが増加する中、人材不足や定着率の低さを課題として挙げる社会福祉法人が多く、福祉を担う人材の確保や働きやすい環境づくりが求められています。
- 複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、福祉を担う人材の資質の向上を図るとともに、支援を必要とする人と支援する人との調整を図る人材が求められています。

【施策の展開】

- 様々な福祉分野における人材の確保に向けた取組に努めます。
- 福祉・介護職員の処遇改善や職場内における保育施設の整備の支援など、福祉を担う人材が安心して働き続けられるような環境づくりに努めます。
- 研修等を通し福祉を担う人材の資質を高めながら、福祉分野別の対応とともに、関係機関と連携して複雑化・複合化した福祉課題に対応できるコーディネーターなどの人材の育成に努めます。

《具体的施策1》 福祉を担う人材確保の推進

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	将来を見据えた福祉人材の就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保へ向けた取組の推進 ・保育士確保対策事業の推進
2	福祉人材の定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善の推進 ・介護施設内における保育施設の整備支援

《具体的施策2》 福祉を担う人材に対する支援

【主な施策】

	施策名	主な事業
1	庁内における福祉人材の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所職員の資質向上 ・障害者差別解消法に関する職員研修
2	地域における活動団体との連携(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会及びシルバー人材センターとの連携 ・民生委員・児童委員との連携 ・保健推進員及び食生活改善員との連携 ・関係団体, NPO法人, 民間企業等との連携
3	専門的な知識を持つ方等との連携(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・市医師会物忘れ相談医・認知症疾患医療センター・若年性認知症支援コーディネーターとの連携 ・地域ケア個別会議によるネットワークの構築

第5章 推進体制と進行管理

第1節 推進体制

1 市民に期待される役割

「地域共生社会」の実現のためには、子育て中の保護者、高齢者、障害者など、様々な人が暮らしている地域社会において、それぞれ個人の尊厳が尊重され、お互いを認めあう地域づくりに努め、すべての住民が地域の構成員として「我が事」として地域づくりへ参加・協働し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが必要です。

「支える側」「支えられる側」という意識を取り払い、ともにつながり支えあう関係づくりに向けて、一人一人が地域福祉の担い手として活動していきます。

2 地域に期待される役割

NPO法人、ボランティア団体、児童や高齢者・障害者の関係団体、市民団体及び自治会・町内会等の組織は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進します。

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手の一人として、地域住民の立場にたち、生活課題の解決や福祉増進に向けて、必要な専門機関などに早期につなげられるよう取り組みます。

3 社会福祉法人に期待される役割

社会福祉事業の担い手として、様々な地域生活課題や福祉ニーズへの総合的かつ専門的な対応に努めます。

また、地域における福祉サービスの提供や地域交流拠点としての役割を通し、地域の福祉のこころを育み、福祉人材の確保や担い手の育成につなげていきます。

4 水戸市社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する中心的な団体として、市民の福祉意識の啓発や福祉活動等による地域づくりを推進します。

また、市と連携を図り、地域福祉の課題の共有と解決に向けた事業の取組に努めます。

5 水戸市の役割

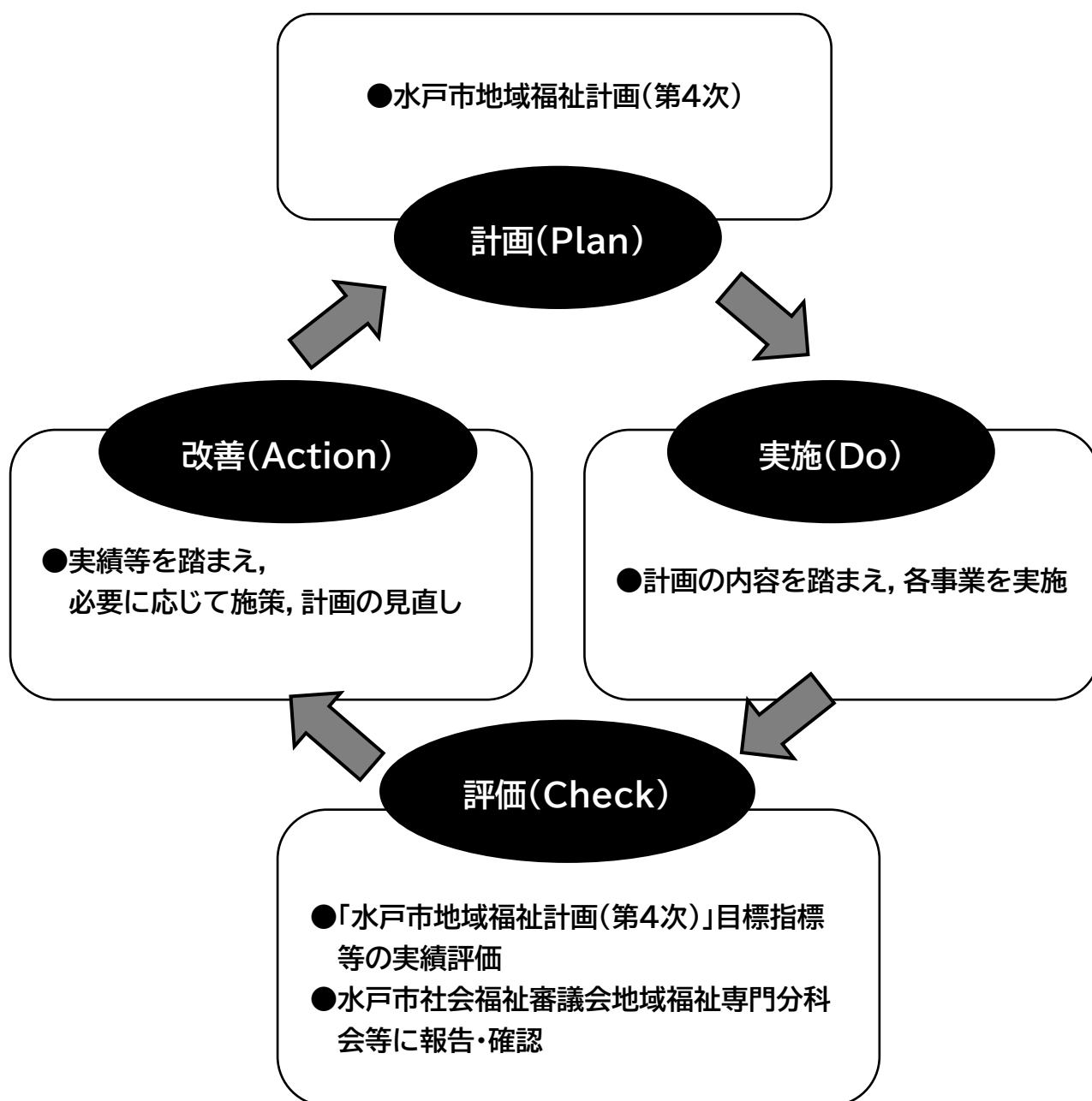
地域住民が主体的に地域生活課題を我が事として把握し、解決を図ることができるような環境を整えるとともに、より一層柔軟に継続的な支援ができるよう、相談を受け止め、支援する体制の整備に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けて、福祉のこころの醸成に努め、地域福祉活動の担い手の育成・支援を図ります。

第2節 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

◇計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



(案)

答申第 号
令和 年 月 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市社会福祉審議会
委員長 池田 幸也

水戸市地域福祉計画（第4次）の策定について（答申）

令和5年8月7日付け福総諮問第1号により諮問のありました、水戸市地域福祉計画（第4次）の策定につきまして、当審議会において十分な審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

この答申に基づき、本計画を着実に実施することにより、「すべての人がともに支えあい助けあう地域共生のまち・水戸」の実現に向け、十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 地域の課題を地域で解決することができるよう、住民が互いに役割をもち、つながり、支えあうまちづくりを進めるとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の充実に努め、住民同士がつながり助けあう地域づくりを推進すること。
- 2 従来の見守り活動や公的制度では支えることが困難な方を早期に把握し、適切な支援につなげるため、行政や関係機関が連携し、属性を問わない相談支援やつながり続ける伴走型の支援体制を構築するなど、相談支援の充実に努めること。
- 3 福祉サービスを必要とする人が、必要な情報を必要な時に得ることができるよう、様々な媒体を活用した情報の発信に努めるとともに、どのような状況の方にとっても見やすく、分かりやすい内容となるよう、情報提供の充実に努めること。
- 4 こどもから大人まで、すべての市民を対象に、福祉のこころの醸成や地域福祉活動の担い手の育成・支援に努めるとともに、様々な福祉分野における人材の確保や育成に向けた取組を進めるなど、地域での関わりやともに支えあうことができる人づくりを推進すること。

令和5年度第2回地域福祉専門分科会終了後にいただいたご意見及び回答

	意見内容	回答
1	具体的施策の内容を見ると、基本方針3を基本方針1とすべきではないか。	<p>ご意見をいただいたように、人づくりの部分もとても重要な要素であります。地域福祉において重要なのは「地域」であると考えております。</p> <p>地域で生活してる人はもちろん、地域を支える制度や活動など、地域を中心に地域福祉計画を考えていきたいと考えております。</p> <p>(福祉総務課回答)</p>
2	町内会自体が存続の危機にあるのではないか。	<p>本市の町内会・自治会は、高齢化及び核家族化の進行や、住民の価値観の多様化・ライフスタイルの変化など様々な要因により、加入率が年々低下し、地域コミュニティ存続の危機となることが危惧されているところではあります。</p> <p>そのため、本市では、町内会・自治会の加入率の向上を喫緊かつ重要な課題として認識し、住みよいまちづくり推進協議会と連携しながら、加入促進活動に取り組んでおります。特に、「みと町内会・自治会カード事業」によるメリットを創出する取組に加え、SNS等の多様な手段を活用した町内会・自治会を知る機会を増やす取組、加入促進員による勧誘の機会を増やす取組に力を入れております。</p> <p>引き続き、地域コミュニティの活性化に向け、加入促進活動を推進し、多くの住民に加入していただける町内会・自治会を目指してまいります。</p> <p>(市民生活課回答)</p>
3	防犯灯の維持管理について、別の仕組みを考えるとどうか。	<p>防犯灯につきましては、夜間の犯罪防止と通行の安全確保を目的に、町内会等の皆様に、設置・管理していただいております。市としては、官民協働による取り組みを基本としており、防犯灯の設置や維持管理を行っている地域の町内会等を対象に、設置・交換及び維持管理費用の一部を補助しております。</p> <p>安全なまちづくりのためには、個人からの要望により設置する仕組みではなく、地域の皆様による話し合いのうえで、補助金を活用いただき、地域の実態に即した防犯灯を設置・管理していただくことが公平公正な取り組みになるものと考えております。</p> <p>そのうえで、現在の電気料金高騰により、町内会等の負担が増している状況となっていることから、電気料金値上げ前の負担割合の水準に戻すため、補助額を見直しております。</p> <p>今後も、段階的に維持管理費の負担軽減を図る等の対策を含めた検討を進め、持続可能な補助制度を構築してまいります。</p> <p>(生活安全課回答)</p>
4	水戸市のSNSをチェックすれば行政の情報がある程度分かる時代になり、孤立感や孤独感は軽減されたと思います。	

	意見内容	回答
5	<p>SNSなどのツールを使用し、AIを活用した相談窓口を設置(人ではないほうが、気軽に相談できる)をしてはどうか。</p>	<p>SNSは誰でも気軽に自分の意見をインターネット上に発信できることから、市民の生の声を収集する広聴のツールとしても活用できるものと考えられます。御意見いただいたとおり、SNS上に投稿されている市民の声を収集し、ビッグデータとして蓄積・分析することは、市の施策を検討する上でも有用であると考えられますが、データ収集や分析を行うには人的資源や専門的な知識も必要となることから、他自治体の事例も参考にしながら、実施の可能性を検討してまいります。</p> <p>また、本市では、近年急速に進歩している生成AIをはじめとするAI技術の業務への活用を始めているところです。相談業務においてAIを活用することは、相談にいたるまでの心理的なハードルを下げるというメリットがあり、市民の抱える問題を早期発見・解決するうえで有効な手法の一つになりえると考えられますが、市への多岐に渡る相談内容を即時かつ的確に判断できるのか等、現状では運用上の課題も考えられることから、最新の技術動向にも注目しながら、実施の可能性を検討してまいります。</p> <p>(デジタルイノベーション課、みとの魅力発信課回答)</p>

水戸市地域福祉計画(第4次)策定スケジュール表

項目	令和5年度												令和6年度				備考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月				
担当課	策定基本方針の作成			計画素案作成(施策,事業等の整理等)												計画案作成(意見公募等を踏まえた調整)				
	基本方針の作成																			
				市長・副市長調整																
				政策会議(基本方針決定)																
																市長・副市長調整				
																政策会議(意見公募決定)				
																市長・副市長調整				
																庁議(計画決定)				
																委員会報告				
																公表・公開				
市内検討委員会				● 第1回委員会												● 第2回委員会				
																● 第3回委員会				
																(第4回委員会)				
社会福祉審議会 地域福祉専門分科会				第1回会議												第2回会議				
																第3回会議				
																(第4回会議)				
意見公募手続																広報				
																意見公募				